

東洋大学学術情報リポジトリ Toyo University Repository for Academic Resources

米騒動前後の外米輸入と産地

著者	大豆生田 稔
著者別名	OMAMEUDA MINORU
雑誌名	東洋大学文学部紀要. 史学科篇
巻	43
ページ	123-193
発行年	2017
URL	http://id.nii.ac.jp/1060/00009905/

米騒動前後の外米輸入と産地

大豆生田 稔

はじめに

一九〇〇年前後から日本本国は、平年においても、国内の収穫、および植民地朝鮮・台湾からの移入だけでは国内の米需要をみたせなくなり、海外からの輸入による不足補填が不可避となった。日本が東南アジアから輸入する「外米」の量は、日露戦後には、豊作年や平年には一〇〜二〇万トン前後であった。ただし、一二〜一四年のように、国内の収穫が落ち込むと英領インド（英印）のビルマ（緬甸）、仏領インドシナ（仏印）、タイ（暹羅）などの産地から多量の外米が輸入されるようになった（表1）。さらに、第一次世界大戦がはじまると円滑・確実な輸入が危惧されたが、国内米作は一四年から一六年にかけて三年間豊作が続いた。また一三年には、朝鮮米移入税が廃止されて朝鮮米移入が急増し、また台湾からの移入も順調であったため、外米輸入量は急減することになった。国内の米価は低迷し、一五年には国内産米三〇万石（四万五〇〇〇トン）¹ 買上などの措置が講じられた。

しかし、一七年〜一八年には一転して不作が続いた。このため一八年に入ると米価は一般物価を上回って急速に上昇をはじめ、同年七月末からの米騒動を引きおこし、その後も翌一九年末頃まで高騰が続いた。寺内正毅内閣は対策を次々と講じ、供給増加をはかる外米輸入の促進も試みた。外国米管理規則を公布して一八年四月から外米輸入を政府専管と

表1 日本の米穀需給

(1,000トン)

年度	前年度から繰越量	前年生産量	移入量		輸入量				総供給量
			朝鮮	台湾	英印	仏印	タイ	合計	
1910		7,866	42	112	23	53	39	134	8,129
1911		6,995	55	106	88	129	38	279	7,435
1912		7,757	37	98	194	92	44	302	8,193
1913		7,533	44	147	210	251	73	499	8,224
1914	449	7,539	154	122	81	156	57	371	8,634
1915	877	8,551	281	104	7	18	39	78	9,891
1916	935	8,389	200	120	0	5	38	44	9,688
1917	872	8,768	179	118	1	27	55	79	10,015
1918	671	8,185	260	171	243	391	50	549	9,837
1919	354	8,205	421	189	4	482	155	815	9,984
1920	624	9,123	248	99	1	56	7	113	10,207
1921	826	9,481	436	155	18	52	48	123	11,013
1922	1,224	8,277	470	111	115	96	213	569	10,652
1923	1,096	9,145	518	170	57	45	97	243	11,215

出典：農林省米穀部『米穀要覧』（1933年版）。

注：玄米150kg=1トンとした。空欄は数値不明。

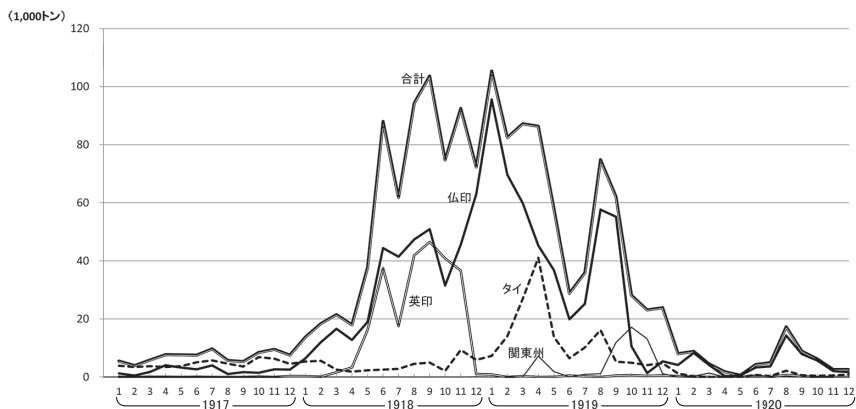


図1 外米輸入量（月別）

出典：大蔵省編纂『大日本外国貿易月表』（1917年1月～1920年12月）。

し、農商務省に臨時外米管理部（八月からは臨時米穀管理部）を新設した。この「外米管理」は、政府が指定商（三井物産・鈴木商店・湯浅商店・岩井商店、のちに内外貿易・大黒商会・加藤周次郎を追加指定）に外米の輸入と売捌きを命じ、手数料・価格差を補償する制度である。政府は指定商に外米の買付を委託して大量の外米を蓄積・管理し、順次市場への供給を開始した。このため一八年五月から外米輸入量は急増する（図1）。続く原敬内閣も、輸入促進のため関税を免除し、さらに政府による外米の買付・輸入を積極化した。こうして、一八〇一一年には大規模な外米輸入が展開した。東南アジアの外米産地や中継港香港では指定商による積極的な買付がはじまり、ラングーン（蘭貢）、サイゴン（西貢）、バンコク（盤谷）、香港などでは対日輸出米の積出しがすんだのである。

ところでこの一八〇一一年には、一八年には英印・仏印から、一九年には仏印・タイからの輸入が増加している。この時期の外米輸入量を月ごとに見ると（図1）、輸入総量は一八年春から急増し、一九年六月前後に一時減少したが八月九月には再度上昇し、同年秋から急減して二〇年に入ると八〇九月にやや増加した以外は停滞した。これを国別に見ると、まず英印からの輸入は一八年に急増したが、同年末から急減して停滞し、一九年以降はほとんどなくなった。仏印からの輸入は一八年に英印とともに急増し、いったん一〇月に減じたのち、同年末から激増して一九年はじめには大量の輸入があった。同年半ばに減少したが再度増加したのち、同年一〇月以降は急減し停滞している。またタイからの輸入は、一八年中は少なかったが一八年二月頃から急増した。しかし同年五〇六月になると減少しはじめた。一九年后半に若干増加するが、二〇年になると輸入はなくなった。このように、主要輸入相手からの輸入量はこの二年間にそれぞれ増減を繰り返しており、対日輸出をめぐる産地側の諸条件の変化が推測される。

大戦末期から直後にかけて、外米の対日供給は不安定になった。外米産地においては洪水・旱魃などによる凶作のほか、英印・仏印は本国や他の植民地への供給が要請され、また産地の米価高騰を抑制するため、現地政府による輸出制

限や輸出禁止、米価公定などの措置が講じられた。このような、対日輸出をめぐる供給地側の諸事情とその変化を、英印・仏印・タイの主要産地や、宗主国イギリス、フランス、および中継港香港に派遣された大使・公使・領事など日本側外交官の通信や報告により検討することが本稿の課題である。

日本国内の米価が高騰する一八年はじめてから政府は外米輸入を積極化した²が、同時に英印・仏印・タイでは輸出が制限され、また禁止された。外米輸入を確保し拡大しようとする農商務省は、外米産地の輸出制限の緩和、輸出禁止の解禁、輸出の特許を求めて、外交ルートを通じて交渉を外務省に要請する。このため外務省は、英領ビルマについてはカルクッタの総領事、仏領インドシナについてはサイゴン、ハイフォン（海防）の名誉領事や領事、タイについてはバンククの公使・領事、および香港の総領事、さらにロンドン、パリの大使たちから情報を収集し、交渉や調査を指示するなど、外米輸入を実現するため多様な活動を展開した。外務省と、東アジアの産地や欧州の外交官は電信などにより頻繁に通信し、外務省の指示、出先外交官の報告・情報提供などが繰り返された。また国内では外務省と農商務省の間に綿密な連絡があり、諸情報を交換するほか、外米買付を担当する農商務省が、随時、外交ルートによる支援を外務省に要請している。

一八年の米騒動前後から一九年にかけての米価高騰については、米騒動に関連して多様な研究がある。食糧需給構造の特質をさぐる視点から、インドやビルマ、仏印、タイなどの産地における供給条件の変化についても、すでに指摘がある³。また、領事報告などによる、明治前期からの海外市場情報の収集・伝達については、一九八〇年前後から研究が活発になつて⁴いる。

しかし、外米産地の作柄や需要の動向により輸出制限・禁止措置などが次々と変転するにしたがつて、派遣された外交官は輸入実現を追求して日々多様な活動を展開しており、それらは頻繁に往復した通信などの分析により明らかにな

る。一九〇〇年前後から対外依存を深めた主食米の供給構造は一八〇一年にどのようなように変貌し、またにわかに必要性が高まった外米の輸入はどのように実現したのであるか。輸入をめぐる諸条件の変化や、輸入実現をめざす交渉の過程を「外務省記録」などの外交文書によってさぐり、にわかに現実のものとなった外米供給の隘路について検討していく。

第二節 輸出制限のはじまり（一九一八年）

一九一七年秋の国内産米収穫は不良で前年比五六万トンの減収となり、翌一八年度には多量の外米輸入が必要となった。一八年度の不足量について一八年一月、農商務省は次のように推定している。すなわち、一二〇一六年度の平均輸入量は五三万トン（三五五万石）であるが、国内人口は毎年八〇万人増加し、米需要も年間一人当たり一石として一二万トン（八〇万石）増加する。したがって一八年度には、平均より四五万トン（三〇〇万石）前後増加するから、計九七万トン（六五〇万石）の輸入が必要であった。⁽⁵⁾さらに、同年五月の需給推算によれば、五三万トン（三五〇万石）の供給増加が必要であった。⁽⁶⁾植民地米移入の急増による補填は難しく、外米輸入の必要性が高まったのである。

一八年はじめから農商務省は、外米輸入を促進するため産地の諸事情を調査し、また宗主国への要請を開始した。外務大臣本野一郎は東京の英国大使に、国内の収穫が「概シテ良好ナラサル」ため、ラングーン米の輸入が「相当多量ニ上ル」という農商務省の予想を早速伝えている。⁽⁷⁾

こうして一八年から、英領ビルマ、仏領インドシナ、タイ、香港からの外米輸入が活発化するが、まず、それぞれの外米産地の米生産、海外輸出について概観する。

(1,000トン)

香港		英帝国計		蘭印		日本		米国		キューバ		英帝国以外計	
	B		B		B		B		B		B		B
4	4	1,046	666	92	92	4	4	1	1	55	47	356	310
3	3	1,176	845	165	165	0	0	5	5	86	75	479	370
0	0	1,429	1,063	120	120	42	42	8	6	49	44	582	350
4	4	1,150	863	112	87	206	205	55	51	45	34	913	741
15	15	597	499	7	7	0	0	0	0	6	—	64	14
24	24	868	809	34	25	13	13	1	—	10	1	228	147
31	31	825	681	165	166	42	42	2	1	15	6	580	539
104	104	1,097	858	147	147	80	98	1	70	88	1	1,028	922

二次米穀統計（世界ノ部）』（1925年8月）。

一 外米産地

(1) 英領ビルマ

英領インドは「世界第一ノ米産国」と称されたが、人口三億人を擁し、生産の「大部分」は消費されて輸出可能量は限られた。主要な産出州はベンガル州を第一とし、ビハール、オリッサ、マドラス、ビルマの各州が続き、五州でインド総生産の七割を占め、収穫の多くは州内、もしくはインド各州に移出された。ただし、ビルマ州の産米は、近接するインド本土の需要の影響を受けたが、海外輸出货量が比較的多くインド米輸出の七〇八割を占めた。⁽⁸⁾ 海峡植民地や香港、日本への輸出のほとんどはビルマのラングーンから積み出された（表2）。しかし、日本が外米輸入を急増させた一九一八〜一九九年には、ビルマの輸出货量は、一八年前後に増加したのち大幅に減少している。ビルマからの輸出货量は一八／一九年度の一六四万トンから、翌年度の五三万トン余に激減し、次年度にも九七万トンとなお低迷している。

ビルマの米作はイラワジ川など大河川の三角州地帯である下ビルマが総耕地の三分の二を占め、同地一帯では雨期（五〜一〇月）に入る六〜七月に播種し、八〜九月に移植、一二〜一月に収穫する「冬作」を主とした。そのほか、雨期前の

表2 インド・ビルマ(B)の米生産と輸移出

年度	生産量(白米)		移出量	輸出量		輸出先							
	B	B		B	B	英国		セイロン		海峡植民地		マレー連邦	
			B			B	B	B	B	B	B	B	B
1915/16	32,730	4,200	1,238	1,403	991	297	290	338	90	186	183	1	0
1916/17	34,832	4,575	1,034	1,655	1,244	321	316	411	222	256	253	1	—
1917/18	35,738	4,750	553	2,011	1,428	523	523	376	179	292	289	2	—
1918/19	24,201	4,000	857	2,064	1,642	270	270	376	205	338	333	1	—
1919/20	32,028	3,686	1,826	660	525	57	57	267	210	154	154	4	4
1920/21	27,662	4,072	1,062	1,095	969	170	169	311	292	183	183	42	42
1921/22	33,160	4,623	973	1,406	1,255	108	107	342	254	137	136	2	2
1922/23	33,468	4,606	703	2,125	1,791	79	72	400	289	174	173	25	24

出典：農商務省食糧局『米穀統計（世界ノ部）』（1922年10月）、農林省農務局『第

四月頃に播種し、七〜八月に収穫する「春米」、三月上旬に播種し最高気温の時期である六月に収穫する「夏米」があった。⁽⁹⁾

(2) 仏領インドシナ

仏領インドシナの米産地は、南部のコーチシナ（交趾支那）地方を主とし、北部のトンキン（東京）地方が加わる。総生産量はコーチシナとカンボジア両州で一二／一三年度〜一六／一七年度の五カ年平均は二三〇万トンであった。また北部のトンキン米生産量は、一九年の調査によれば、表3の数値よりやや多いが、玄米換算で一五〇万トンという三井物産による推計があり、また二〇年前後の領事報告によれば、同様に一五〇万トン前後であった。⁽¹⁰⁾ 全仏印の生産量は一〇年代後半には年間三五〇万トン前後であったといわれる。

それらのうち、輸出される仏印米は一〇〇〜百数十万トンで、サイゴンから輸出されるものが多かった。輸出先は仏本国のほか、蘭領インド、海峡植民地、フィリピンなどであるが、最も多いのは香港であった。トンキン米輸出量は、三井物産の推計によれば平均年間一七万トンで、これは表3の一〇年代半ばから後半の数値にほぼ一致する。ハイフォン（海防）から輸出され、輸出先の大半は香港であり、そこから八五％が「東洋の諸港」へ、ほか仏本国などにも再輸出された。⁽¹¹⁾

仏印米の輸出先として一八〜一九年度に日本向けが台頭し、一八年には香港に次

(1,000トン)

トンキン輸出货量			サイゴン輸出货量										
	フランス	香港その他		香港	海峡植民地	蘭印	フィリピン	日本	フランス	フランス植民地	欧州	アフリカ	米国・キューバ
111	2	109	1,245	615	131	101	130	—	245	5	14	0	—
104	9	95	1,247	553	170	129	122	95	165	6	—	—	5
			1,444	671	129	80	160	354	36	7	—	—	4
			762	275	94	48	26	199	78	9	18	—	1
			1,020	359	188	120	43	14	79	12	64	51	80
			1,511	582	147	337	22	103	165	5	111	24	19
			1,260	606	73	187	40	48	151	9	64	14	67

農務局『第二次米穀統計（世界ノ部）』（1925年8月）。生産量合計・輸出
田嘉男訳『モンスーン・アジアの米穀経済』（日本評論新社、1958年）「付
輸出货量は、農商務省『外米二関スル調査』（1920年）。

ぐ位置を占めた。ただし英領ビルマと同様に、仏印の輸出货量は一九年に大幅に減少し、対日輸出货量も減少している。

サイゴン米は仏印南部のコーチシナ地方、メコン川流域の三角州で生産され、サイゴン港に出荷された。¹³コーチシナは気温・湿度ともに米作には「特に好適」であり、また乾季・雨季の循環や雨量も多く、稲作に適した気候であった。¹⁴五〜六月から八月頃まで播種が続ぎ、七〜九月には本田へ移植され、収穫は、早稲は一〇月下旬から、中稲は一月からはじまった。¹⁵またトンキン米の生産は、その七割は「秋田」に生産され、五月から作業に入り、六〜七月に挿秧、一〜二月に収穫された。そのほか、一〜二月に挿秧、五〜六月に収穫する「春田」があった。産米は都市の米商やその手先、農村を回る米仲買人らにより集荷されハイフォン港に搬出された。

大戦勃発により仏印総督は、フランス、イギリス、ベルギー、蘭印、ロシア、およびその植民地以外の諸外国へ米・家畜の輸出を禁じたが、一四年一月には、総督が米輸出を「解禁」したとする通知が在仏大使松井慶四郎から届いた。¹⁷その後一二月には、大統領令により再度輸出禁止となったが、「同盟諸国」¹⁸には翌一五年一月から、許可を要せず輸出が認められ一八年に至っていた。仏印米輸出は制限や禁止、解禁が繰り返されたが、一七年まで日本では豊作が続いて輸入量は限られており、それらの措置が外米輸入を阻害することはなかった。

表3 仏領インドシナの米生産と輸出

年度	生産量					年度	輸出量				
	コーチ シナ	トンキン	アンナ ン	カンボ ジャ			コーチ シナ	トンキン	アンナ ン	カンボ ジャ	
1916/17	3,050	1,476				1916	1,179				
1917/18	2,860					1917	1,232	1,259	104	2	
1918/19	2,860					1918	1,479	1,447	171	1	
1919/20	2,960	1,296				1919	899	770	187	10	
1920/21	2,850	1,361				1920	1,093	1,038	151	0	
1921/22	3,600	1,295	997	684	330	1921	1,525	1,533	173	10	
1922/23	3,460	1,295	1,047	731	232	1922	1,247	1,272	150	16	

出典：農商務省食糧局『米穀統計（世界ノ部）』（1922年10月）、農林省
量合計は、V.D.ヴィッカイザー・M.K.ベネット（玉井虎雄・弘
録統計表）による。輸出量合計は再輸出を含まない。トンキン

(3) タイ

タイは英領ビルマ、仏領インドシナに次ぐ米輸出国であり、欧米各地にも盛んに輸出した¹⁹⁾。主な仕向地はシンガポール（新嘉坡）、香港で、約三分の一は両地に輸出されたという。香港やシンガポール経由で日本にも再輸出されたが、「輸入米トシテ暹羅米ハ深く邦人ノ注意ヲ惹クニ至ラサリシ」と評された。価格が割高であり、一八年にもなお輸入量は英印や仏印と比較して少なかったからである（図1）。しかし、一九年には輸入が「頓ニ増加」することになった。

タイの米生産量は、表4によれば、一九一〇年代後半に三百数十万トン、バンコクよりの輸出量は年間一〇〇万トン余であった。しかし、一八／一九年度から輸出量は急減し、二〇／二一年度にはさらに大きく落ち込んでいる。一八／一九年度まで、輸出の大半はシンガポールと香港に向けられ、そのほかは英国、さらに一八年度には蘭印・日本向けも増加している。

タイの米作は、五／一〇月の雨期を利用し、挿秧は六月下旬から七月にかけて、収穫は一〇月下旬にはじまり、一一／一二月を最盛期とし、二月初旬頃には晩稲が収穫された。一般に、一〇月から一月下旬にかけて、ほぼ四カ月にわたって収穫作業が続いた。

日本のタイ米輸入は、一七年までは、年間を通じて毎月数千トンであり、英印や仏印からの輸入量をやや上回った（図1）。すでに一七年には、バンコク

表4 タイの米生産と輸出

(1,000トン)

年度	生産量 (白米)	年度	輸出量 (バンコクより)											
			シンガ ポール	香港	マレー 連邦	ペナン	蘭印	セイロン	中国	日本	英国	欧州	キューバ	
1915/16	3,465	1916	1,187	655	449	0	0	23	0	1	—	42	—	2
1916/17	3,366	1917	1,125	628	405	1	—	36	—	1	2	43	—	—
1917/18	3,183	1918	852	337	281	5	2	139	—	2	59	—	9	2
1918/19		1919	445	164	108	15	18	42	15	2	7	21	25	—
1919/20		1920	280	41	204	1		6	0	4	—	12	6	—
1920/21		1921	1,209	318	453			—		13	54	186		
1921/22	2,385	1922	1,132	392	506			81		13	75	38		

出典：農商務省食糧局『米穀統計（世界ノ部）』（1922年10月）、農林省農務局『第二次米穀統計（世界ノ部）』（1925年8月）。

注：1917/18年度の生産量は玄米、農商務省『外米ニ関スル調査』（1920年）による。

では米輸出が活発化して船腹不足をまねいており、バンコクの輸出入商は積荷の発送・到着の遅延を訴えていたのである。²⁰⁾

二 ビルマ米の輸出制限

(1) 対日輸出制限

一九一七年の日本国内の不作により、ビルマ米輸入の必要性が高まった。農務省は外務省に、「最近両三年間」は「稀有ノ豊作」で輸入の必要はなかったが、平年には年間三〇〇〜三六万トンの輸入を要し、ビルマ米はその四割以上を占めているので、一八年には「相当多額」の輸入が必要になると通知している。²¹⁾

カルカッタ総領事銜延信道は一八年一月、ビルマ政府は、特許がない米の輸出を禁止したことを外務省に知らせた。²²⁾ 輸出禁止はインド全土に適用され、ビルマからインド本土への移出、海峡植民地、セイロンへの輸出は自由だが、その他諸外国へは「米穀委員」への出願と特許を必要とした。その目的は、「専ラ聯合國側食料補給ノ必要」によるものであった。一七年以来、英国政府はビルマで「前後数回」の米買付を実施し、一七年末からは「更ニ一層頻繁ヲ加ヘ」ていた。²³⁾ しかし、ビルマ米の一部がドイツに輸出されたため、「対敵通商禁止ノ主旨」から輸出を許可制にしたのである。²⁴⁾

農商務省は外米産地において指定商による買付をすすめていたが、外務省は一八年五月、在英大使珍田捨巳に、同年秋までに七万五〇〇〇トンのビルマ米輸入が必要であり、輸出特許に「出来ル丈ケ便宜」⁽²⁵⁾がはかられるよう指示した。⁽²⁶⁾政府は指定商を通じて買入れたビルマ米を管理し、同年秋の収穫期までに一定量の輸入米を確保しようとしたのである。⁽²⁶⁾指定商による既買入・未輸出のビルマ米は、同年七月には一五万トンにのぼった。外務省は在日英国大使にも、輸出許可が実現するよう要請している。⁽²⁷⁾

ところで、一八年前半期の英印米輸入量は六月をピークに急増している(図1)。同年一月から禁輸となったが、実際には一定量の対日輸出が実現し、輸入は活発化したのである。⁽²⁸⁾米価抑制のため日本本国では、五月二〇日から指定商による外米の売却がはじまるが、同年上期のビルマ米など外米輸入の急増はそれを可能にした。

(2) 輸出特許の一時中止と再開

一九一八年七月、東京の英国大使館は外務省に、インド米対日輸出特許の一時中止を通知した。⁽²⁹⁾外務省からの知らせを受けた農商務省は、同年は供給不足が例年より深刻であり、このまま端境期に入れば米価の「異常ナル昂騰」により「国民生活上ニ種々ノ憂慮スヘキ問題ヲ惹起」⁽³⁰⁾するとして、指定商に新たに一〇万トンの買付を命じ、これまでの買付交渉中五万トン、買付予定三万トンと合わせ合計一八万トンのビルマ米を準備した。また、輸送用船腹の調達も完了していたが、その積出しには輸出特許が必要であった。⁽³⁰⁾しかし、既買付米のうち輸出特許を受けたのは「一部分ニ過ギザル見込」⁽³¹⁾であった。

このため在英大使、カルカッタ総領事らによる情報収集と交渉がはじまった。総領事は一八年七月、インド政府外務部長官代理に面会した。米輸出は「英本国食糧総監」と「在蘭貢米穀委員」が決定し、インド政府に権限はないと説明

を受けた総領事は、英国政府との「直接交渉」が「捷徑」と外務省に報告している。⁽³²⁾ また翌八月には、一八年のビルマ米対日輸出量は累計一二万〇一三四トン、ほかに輸出特許を受けた七万一五七〇トンがあるが、「状況緩和」まで「現行制限」が継続するので、外務大臣に英国政府を「プレッス」するよう再度要請している。⁽³³⁾

一八年の英印米輸入量は五月から急増していたが、輸出許可が一時中止となった七月には急落した(図1)。同時に仏国・仏印政府との仏印米輸入交渉もすすんでいたが、日本国内の米価は急騰し、七月下旬には富山県魚津町で騒動が発生することになった。

ところで農商務省は、このビルマ米輸出許可の一時中止を当初樂觀視していたようである。同省臨時外米管理部は、市場の騰勢への配慮もあったが、次の記事を掲載し、「近日中」に問題は「解決」と予想している。⁽³⁴⁾

蘭貢ニ於テ蘭貢米輸出許可一時中止ノ問題ヲ生シタルハ事実ナルモ、差当り買付計画ハ殆ント実行済ナルヲ以テ、之ニ別段ノ影響ヲ及ホスコトナシ、唯將來ノ為ニ目下交渉中ニ属スルモ、其ノ一時中止ハ輸出余力ノ調査ノ為ナリト云フヲ以テ、近日中円満ニ解決スル見込ナリ

実際、一八年八月には対日輸出許可が再開された。八月四日には、ビルマ北方のアキヤブ港積出三〇四万トンの特許が、英国大使館より農商務省に届いている。⁽³⁵⁾ 同月一日、在日英国大使からの通知によれば、その理由はインドにおける米需要の停滞であった。⁽³⁶⁾ また九月二〇日には、三井物産(三〇三九トン、三島丸)、湯浅商店(五〇〇〇トン、スマトラ丸)、鈴木商店(三二五〇トン、武州丸)に、ビルマ米積出しが許可されている。⁽³⁷⁾ こうして、一八年の英印米輸入量は七月に一時的に減少したものの、八月からは再度急増して一二月まで持続し、多量のビルマ米輸入が実現したのである(図1)。

三 仏印米対日輸出の拡大

(1) 植民省令の公布

一九一八年四月、許可なくトンキン米輸出を禁止する植民省令発布の情報が、在リヨン領事木島孝藏から外務省にもたらされた。⁽⁴⁰⁾一五年の植民省令では認められていた米の輸出は、一八年六月の省令により禁止されるが、この省令は、仏印では一八年一二月に公布された。⁽⁴¹⁾つまり仏印では一八年末まで公布が遅れたため、日本本国の米不足がにわかに深刻化し米騒動も発生した一八年中は、サイゴン米など仏印産米の対日輸出は比較的円滑にすすんだ。同年中の日本の仏印米輸入は急増し、ビルマ米とともに供給不足の有力な補填源となった(図1)。

ところで一八年八月末から九月初旬にかけて、指定商加藤商会はトンキン米五〇〇〇トン、サイゴン米一〇〇〇トンを輸入したが、輸出特許を受けるため外務省に対し、サイゴン領事には香港 Tang Sang & Co. 取扱のトンキン米をハイフォン港から日本向けに積み出せるよう、またシンガポール領事には同地にあるサイゴン米が「御省用品」であるとの証明が受けられるよう「御高配」を電報で要請している。⁽⁴²⁾農商務省はこの外米買付が「本省ノ指定ニ基」⁽⁴³⁾いており、「特ニ至急輸入ヲ要スル」ものであることを外務省に通知し、また外務省は、直ちにシンガポール領事、およびサイゴン名誉領事に「尽力」を要請している。⁽⁴⁴⁾本件は緊急輸出のため記録が残ったと思われる、サイゴン米はシンガポールからの再輸出許可申請であるが、輸出制限のもとでも、トンキン米の輸出が比較的容易に許可されていたことが判明する。

収穫は「予想せし程不作」ではなかったが、需要の増加により「当地市場」は「非常に困憊」した。⁽⁴⁵⁾対日輸出は一八年中ほぼ順調に続いたが、年末にはサイゴン米の禁輸が報道された。外務省は同年一二月末、ハイフォン名誉領事に、

サイゴン米禁輸を検討中との報道が事実とすると、再び国内「各地ニ重大ナル騷擾」を「惹起」するおそれがあるので、同政府に「好意的考量」を求めるよう指示している。⁽⁴⁶⁾ また在仏松井大使に対しても、対日輸出禁止・制限を避けるため、仏国当局に「配意方御懇談」を指示した。⁽⁴⁷⁾

これに対し、ハイフォン名誉領事は二月一日、トンキン米の輸出禁止は「虚報」と報告している。⁽⁴⁸⁾ 続けて在仏大使からの報によれば、日本大使館員が仏国植民省においてサイゴン米禁輸を調査したところ、同省「主任官」は輸出禁止について「知ラサル旨、答ヘタ」という。また、トンキン米禁輸についても同様で、植民省は「何等禁輸ノ問題ヲ耳ニセサル」と対応したと報告している。⁽⁴⁹⁾ しかし、米輸出を禁じる一八年六月の植民省令は二月に仏印に公布された。このため外務省は二月下旬、ハイフォンおよびサイゴンの名誉領事に対し、再度、輸出禁止の「噂」が事実か調査を指示している。⁽⁵⁰⁾

ところで、仏印米の対日輸出が活発化した一八年二月、指定商三井物産がサイゴンにおいて、門司へ三〇〇〇トン、横浜へ二二〇〇トンの外米を大和丸に積み込んだところ、サイゴン「官憲」から、日本で消費されることの「証明書」を、在日仏国領事館からハノイ総督に提出するよう「命令」された。このため三井物産は在神戸仏国領事館に証明を求めたが、領事はサイゴン米輸出禁止の「噂」を調査中で、確認するまで証明できないと回答した。外務省は、米不足は「目下朝野ノ大問題」であり国内消費用に「相違」なく、在日仏国大使（臨時代理）にもハノイ総督へ至急「電照」の「御配意」を依頼している。⁽⁵¹⁾ 本件は問もなく「無事解決」し、一月二三日付で外務大臣から在仏大使に、「御配意」への感謝状が届けられた。⁽⁵²⁾

このように、仏印に植民省令が公布されたため、「官憲」による取調があったが、対日輸出に実質的な影響を与えるものではなかった。日本の仏印米輸入は一八年末以降も、翌一九年二〜三月頃までは順調である（図一）。しかし、

一九年一月になると禁輸が現実のものとなり、二月からは急減をたどることになる。

(2) ロシア義勇艦隊の香港抑留

一九一八年四月、指定商の湯浅商店がサイゴン米積出しのためチャーターした汽船二隻が、香港において出港差止めとなる事件がおきた。湯浅商店東京支店の社員によれば、この汽船はロシア義勇艦隊の「トボルク」Тобольск、および「インデハイカ」Indighirkaであり、サイゴンに向かう途中香港に寄港したところ、前者は出帆を、後者は石炭の荷揚を差し止められ「立往生ノ態」となった。このままではサイゴン積取に「非常ナル手違ヲ来ス」ため、英国政府、および東京の英国大使館に交渉し「至急取計ヒ」を外務省に求めた。⁽⁵³⁾

外務省は湯浅商店の要請に応じ、「損害甚大」のため「至急解放」されるよう、直ちに香港総領事鈴木栄作に「至急取計ヒ」を指示した。⁽⁵⁴⁾ 同船は英国海軍に徴発され、解放の要求には応じられないとする香港政府の回答に接した総領事は、その旨外務省に返信している。⁽⁵⁵⁾

すなわち、抑留直後に事件の経緯をまとめた香港総領事の報告書によれば、一八年三月、ト号が三菱合資会社の石炭を積載して香港に寄航したところ、当局者から陸揚を差し止められた。総領事は、両船と湯浅洋行（湯浅商店）との備船契約を「聞知」し、湯浅洋行香港支店主任からも、両船がサイゴンより米輸送の備船契約を二月に結び、ト号は三月、イ号は四月にサイゴンに到着して同社の買った付けた外米を積載して日本へ輸送するという契約内容を確認した。二隻とも香港に抑留され、契約履行が遅延すれば「少カラザル損害」となるため、香港の湯浅洋行は速やかな「出港許可」を「当地官憲ニ交渉」するよう領事館に申し出た。香港のロシア領事は「談話」を「避ケ」て、「如何ナル処置ニモ出デ難キ」対応であり、また香港政府の港湾部も「何等責任アル地位ニ非ル」と交渉を避けた。このため、海軍当局に「談合」

したところ、「当地ニ於テ徵發」されたもので「到底他ノ使用ニ供スルコト難キ」という回答であった。すなわち、英露間に「一ノ約定」が成立し、その不履行による徵發であり、湯浅との契約の実行は「困難」とするものである。面談のなかで海軍当局者から、「露国政変」により生じた「種々ノ行違」によるとの説明があったという。

同年五月には通信省から外務省に、本件は「内地ニ於ケル生活用品ノ需給ニモ影響」があるとして、英国政府に事情取調べの要請があった。⁽⁵⁷⁾ 外務省は、日本の長瀬商店の備船で、シンガポールに抑留されているロシア義勇艦隊のピチムとともに、英国政府に事情調査と備船契約承認を「懇請」するよう在英大使に指示している。⁽⁵⁸⁾ しかし在英大使からは、連合国側の「船腹調節上ノ運用」にもとづく徵發であり「此際解放不可能」と、同様の回答が繰り返された。⁽⁵⁹⁾ このように、サイゴン米の買付と積出しが活発化したが、大戦の影響による配船のトラブルから、「非常ナル手違」⁽⁶⁰⁾を来すこともあったのである。

四 タイ・香港からの外米供給

(1) タイ米輸入

一九一七年のタイ米收穫は、洪水のため「米作ノ大部損失」となり大幅な減収になった⁽⁶¹⁾。このため、一六／一七年度にはシンガポールや香港、また英本国、蘭印などに向けて比較的多量の輸出があったが、一七／一八年度には著減している。ただし、同年には蘭印・日本の買付が活発化しており、ともに輸出货量が増加している。⁽⁶²⁾

一七年の対日輸出はなお比較的少量であったが、シンガポールや香港に向けた輸出は活発化しており、日本の海運業者による米輸送を促していた。すでに、バンコク領事高橋清一は一七年二月、外務省に、タイ米輸出の活発化による船

表5 香港・シンガポール（海峡植民地）経由の外米輸入、香港の米輸出入

(1,000トン)

年度	日本の輸入量			インドの輸出货量			仏印の輸出货量			タイの輸出货量			香港の米輸入				香港の米輸出			
	英印	仏印	タイ	香港	海峡植民地	日本	香港	海峡植民地	日本	香港	海峡植民地	日本	仏印	タイ	ビルマ	計	日本	中国	アメリカ	計
1916	0	5	38	3	256	0	615	131	—	449	655	—								
1917	1	27	55	0	292	42	553	170	95	405	628	2								
1918	243	391	50	4	338	206	671	129	354	281	337	59	806	219	2	1,032	176	418	139	818
1919	4	482	155	15	154	0	275	94	199	108	164	7	356	195	11	572	249	102	54	511
1920	1	56	7	24	183	12	359	188	14	204	41	—								

出典：日本の輸入量は、大蔵省編纂『大日本外国貿易月表』（1917年1月～1920年12月）、産地側の外米輸出货量は、農商務省食糧局『米穀統計（世界ノ部）』（1922年10月）、農林省農務局『第二次米穀統計（世界ノ部）』（1925年8月）、『通商公報』第816号、臨時増刊、1921年3月18日。

注：海峡植民地には、シンガポールのほかペナン・マラッカを含む。米の輸出入はシンガポールの比重がきわめて高い。

腹不足のため、「盤谷海運界」が「好況ヲ呈」していること、バンコク港に入港する外国船舶はノルウェーをはじめ英・中・仏・日がこれに次ぐが、なお「産額多キ」タイ米の海外輸送には「固ヨリ不十分」なこと、また当地の米輸出業者は船腹不足による「貨物発受ノ延引」を訴えていることなどを報告している。一六年下半年に新たに備船された日本船は一二隻、備船主はバンコクの中国人商人であり、シンガポールや香港への輸送にあてられたものと思われる。⁶³⁾

(2) 香港経由の外米輸入

東南アジア米貿易の中継港香港でも外米取引が活発化した。英印・仏印・タイなどの産地から、香港を経由して日本に再輸出される外米は、日本の貿易統計においては産地の積出港からの輸入とされ、仕出地は香港ではなく産地となっている（図1）。

しかし、中継港経由による日本の外米輸入量を表5により推定すると、一九一八年の日本の英印米輸入は二四万トンであるが、英印の対日輸出は二一万トンに止まっている。その差三万トンは、主にシンガポールを経由して輸入されたものと推定される。同様に仏印米についても、一八年の日本の仏印米輸入と仏印の対日輸出の差三七万トンは、中継港経由の輸入であると考えられる。特に仏印のサイゴン米は、香港から日本に再輸出される量が比較的多かった。⁶⁴⁾

また、一八年に香港に輸入された米の八割は仏印からであり、タイを加えるとほとん

ど総てとなる。また同年の米輸出は、中国向が四二万トンで全体の五割強（うち中国南部が三二万トン）を占めたが、それに次ぐ位置を占めたのが日本・朝鮮であった。⁽⁶⁵⁾ 香港から日本への米輸出は、日本の国内生産がやや落ち込んだ一二〜一四年においても、平均一三四〇トンにとどまっており、⁽⁶⁶⁾ 一〇年代末の増加が著しい。香港においても指定商の買付が活発化して（表6）、香港経由の外米輸入量は増加し、一八年度の総輸入量五五万トンの三割以上を占めたのである。香港経由の輸入量は、翌一九年にはさらに増加することになる。

第二節 輸出制限・禁止の進展（一九一九年）

一九一八年秋の日本国内の収穫は、同年一〇月には「全国一般に稀有の豊作」と予想されていたが、⁽⁶⁷⁾ 実収は、大きく落ち込んだ前年を二万トン上回っただけであった（表1）。農商務省からの報告を受けた外務省は、在英大使に「作物ハ予期ニ反シ不良」と伝え、需給推算によれば次年度の収穫までに「六、七百万石」（九〇〇〜一〇五万トン）の不足となり、「相当数量」の輸入なしでは「由々敷大事」が懸念されるため輸入確保の交渉を促した。⁽⁶⁸⁾ 不足量は前年度並の九七万トン前後か、さらに増加することが予想された。また繰越量は一六年度の九四万トンをピークに減少を続け、一九年度には三五万トンに縮小している（表1）。連年の不足は輸移入を促すとともに、一〇年代半ばの備蓄を掘り崩していたのである。

表6 香港における日本向け米買付量
(トン)

年	月	買付量
1918	11	48,000
	12	44,100
1919	1	30,300
	2	40,343
	3	6,757
	4	7,890
	5	6,540
	6	5,300

出典：「本邦向米輸出方ニ関スル件」〔11〕-1）。簿冊番号は表8による。以下同じ。

しかし一八年にはビルマ・仏印から多量の輸入があり、一九年はじめまで、輸入の実現は一般に樂觀視されていた。一八年一二月には、「帝国政府」の認識が次のように報じられている。

外米輸入有望……仏領印度米（西貢米、東京米）は輸出禁止の風説ありしのみにて、以前より輸入され来り、六、七十万石は輸入の望みあり、暹羅米は前年度不作にて品質粗悪なりしが、今年は豊作なりし趣にて、百数十万石の輸出能力あれば、其中又六、七十万石輸入の望みあり、蘭貢米は英国政府の輸出禁止中なるが、帝国政府より一定数量を限りて輸出解禁方交渉中にて、右は我国のみならず各方面に輸出さるを以て、帝国に對し成るべく多く分譲さる、様交渉する筈なれば、以上三方面の總計約二百万石は我国に輸入することとなるべしと期待さる⁶⁰。

寺内内閣は、農商務省に臨時外米管理部を新設して「外米管理」を開始し、指定商による産地での外米買付と対日輸出を積極化した。米騒動後に発足した原内閣も、いったんは前内閣の「外米管理」を廢したが、外米輸入促進による米価抑制を重視し、一八年一月には緊急勅令により米穀輸入税を免除した⁷⁰。しかし産地の輸出制限・禁止措置は、対日輸出を制約することになった。

また、一九年五月頃から産地の外米価格が急騰し、輸入は難航した。「外米は内地相場が逆鞘に陥り居るため、買付激減」⁷¹となったのである。民間の外米輸入が困難となり「外米輸入絶望の風説」⁷²があるなかで、原内閣は前内閣と同様、政府による直接買付・輸入に乗り出すことになる。さらに同年七月には、前内閣が勅令で定めた、農商務大臣による随意契約での米売買について、勅令を改正して「信用」あるものに売買を委託できるようにした。政府の新規外米買付は三井物産などを通じて一九年端境期に実施され、同年半ばにいったん減少した外米輸入量は八、九月に再び急増することになった（図一）。

一 ビルマ米の輸出禁止

(一) 凶作と輸出禁止

一九一八年九月頃まで、英領ビルマからの輸入は実質的に拡大をとげていた。しかし同年一〇月に状況は一変する。在カルカッタ鮭延総領事は、需要急増を理由とするインド政府のビルマ米対日輸出特許の再度停止、⁽⁷⁴⁾ 続けてインド本土の食料品価格の高騰と、旱害による凶作を次のように伝えた。

印度国内到ル処物価ノ昂騰ヲ来タシ、殊ニ食料品ノ飢饉価格ヲ告グルニ至リ、細民ノ困難一方ナラザル折柄、本年度「モンスーン」平準ヲ得ズ、九月初旬全国ニ亘レル降雨ハ幾分作物ニ好影響ヲ与ヘタルモ、爾来緬甸其他少部分ヲ除外全国降雨殆ド皆無ノ有様ニシテ、「パンジャブ」、「ラジュプタナ」、「中央州」、「合併州」、「ビハール」、オリッサ」等ノ各州ハ作物全部枯死ノ状態ニ陥リ、今ヤ凶作ノ襲来殆ド確実……⁽⁷⁵⁾

インド政府は一八年一〇月、輸出入小麦の買付を中止し、政府直属の「食糧管理官」を新設して小麦管理官、米管理官を指揮し、価格を公定して「飢饉地方」への食糧輸送、各州間の食料品の分配、販売の取締りなどの「調節」を一月から実施すると布告した。⁽⁷⁶⁾ またカルカッタ総領事は、あらためて、「地方ノ需要甚シク増加」したためビルマ米の対日輸出特許が「当分」再禁止されると報告した。⁽⁷⁷⁾ このため農商務省は一二月八日、ビルマ米輸入が許可されるよう英国側との交渉を外務省に要請している。⁽⁷⁸⁾

一八年一〇月のこの輸出禁止措置は、ビルマ米を買い付けていた指定商に突然もたらされた。鈴木商店は指定商としてラングーンなどで買付にあたり、⁽⁷⁹⁾ 八月にはロンドン支店を通じてラングーンのスティーレル商会から、日本着一〇〇

一月のビルマ米一万トンを買付けた。しかし、なお八五〇〇トンの未積出があり、八月末〜九月初にはビルマ政府から日本および米国向けの輸出特許を受けていた。⁽⁸⁰⁾一〇月初旬には既発行許可の有効性を照会し、「有効ナルコト依然タリ」との回答を受け「安心」したが、中旬には、一月を過ぎると「取消」されることのあるとの通告があった。積取にあたる神通丸・隆昌丸はラングーンに向かつており、一月五日に許可証が有効なことを再度確認したが、一月一日に許可証の「取消ヲ宣セ」られた。

鈴木商店の損失は「莫大」であったが、日本・米国への輸出だけでなく、英本国や、連合国が認める欧州各国向けの輸出も許可されなかった。このため鈴木商店は外務省に、ビルマ政府との交渉を要請し、⁽⁸¹⁾外務省は在英大使に、英国政府との交渉を指示した。⁽⁸²⁾また米国向けについては、日本本国の米不足を考慮し、輸出許可の場合にはすべて「本邦ノ消費ニ充ツル」こととし、⁽⁸³⁾その旨ステイール商会に通知された。⁽⁸⁴⁾

このように農商務省は、指定商を通じて産地において買付をすすめたが、ビルマ米輸出禁止の影響は大きく、買付済み外米の積出しが制約された。このため一八年一二月には、英印米輸入量が急減することになった(図1)。

(2) 輸出許可交渉

凶作によるインドの食糧不足は深刻化した。カルカッタ総領事は一九一九年一月、輸出特許の要請に対しインド政府から、「未曾有」の「大凶作」により英本国への輸出も制約されており、日本政府には深く「同情」するが「応スルノ余裕ナキヲ深く遺憾」とするとの回答があったと報告した。凶作については、次のように述べられている。

広キ範圍ニ亘レル大凶作ノ結果、印度ノ食料問題ハ日ニ増シ危急ヲ告ゲ、地方ニ於テハ既ニ飢饉救助事務ヲ開始シタルモノ、又近々開始セントスルモノモアリ、……英本国又此際印度米ノ輸入ヲ一切思止マルコトナレリ、……

昨年度印度米作ハ「ベンガル」「ビルマ」ヲ除クノ外ハ近年未曾有ノ凶作ニテ、政府当局ニ於テモ旧臘以来銳意之レガ救済ニ腐心シ居ル矢先ニ付、……⁽⁸⁵⁾

二月はじめの報告によれば、最新のインドの米收穫予想は平年の二五%減と大幅な減収であつた。⁽⁸⁶⁾ 表2によれば、一八/一九年度に全インド、ビルマともに生産量は大きく落ち込んでおり、ビルマでは翌一九/二〇年度にも、さらに減収が続いた。

ロンドンの在英代理大使によれば、英国外務大臣代理は日本政府の申入れを「諒ト」してインド政府に照会したが「回電はなく、「何トモ致シ方ナカラシカ」と述べたという。⁽⁸⁷⁾ 一九年二月の最終收穫予想によれば、数値は表2とやや異なるが、前年度の三六二五万トン（うち、ビルマ四七五万トン）に対し、一八/一九年度は二三八二万トン（同、四二〇万トン）に落ち込んだ。⁽⁸⁸⁾ また、インド政府に問い合わせたカルカッタ総領事から、夏作の作付も「甚シク平年以下」であり、「到底制限緩和ノ見込ナシ」との報告が続いた。⁽⁸⁹⁾

ただし一方で、なおビルマの輸出能力への期待もあつた。一八/一九年度のビルマ米收穫予想について、カルカッタ総領事は一九年一月、平年の九七%、輸出可能量は二三〇万トンと報告している。⁽⁹⁰⁾ この輸出可能量について外務省は、インドへの移出が含まれるかどうか問い合わせたが、含むとの回答があつた。⁽⁹¹⁾ さらに続けて、例年、ビルマの平均輸移出量はインドへ三〇〇四〇万トン、その他の外国へ一八〇万トンであるが、当年度はインドの凶作により、インドへ少なくとも一二〇万トンの移出が必要としている。この予想数値が暦年のものであるとすれば、表2のビルマからの移出量は一八/二〇年度に激増しており、ほぼ対応する。したがって、残りの一〇〇万トン余が諸外国への輸出余力であつた。同表によれば、ビルマからインドへの移出は一八/一九年度より増加し、一九/二〇年度にはビルマの生産量は減少したが、インドへの移出量が逆に大幅に増加している。その結果、同年のビルマの海外輸出力は五三万トンと、大きく落

ち込むことになったのである。

ところで、海峡植民地、マレー連邦など英植民地へは、従来八〇万トン前後の輸出があったが、インド政府は凶作のため減額すると「明言」した。⁽⁹³⁾ カルカッタ総領事はこれを例年の「半額」と見積もり、その他諸外国への輸出能力が七〇万トン内外存在すると推測した。⁽⁹⁴⁾ このため翌三月に外務省は、ビルマ米輸出余力がなお六〇〜七〇万トンあると推定し、再び、英国側の意向を確認するよう総領事に要請している。⁽⁹⁵⁾

しかし総領事の回答は、さきの七〇万トンの輸出余力は「素ヨリ推測ニ基ク」ものであり、「之ヲ根拠トシテ交渉スルハ不得策」として退け、あらためてインド政府に、夏作が良好の場合に制限緩和の「見込如何」を問い合わせた。ただし、これに対するインド政府の回答は、モンースーンの不順により「凶作ノ到来明白」であり「到底我希望貫徹ノ余地ナキヲ確メタル次第」という否定的なものであった。このため総領事は、輸出を「懇請」しても「前同様不結果」に終わるのは明白であり、今後は時期・分量を定めた交渉を外務省に提案している。⁽⁹⁶⁾

(3) 輸入停止

さらに外務省は一九一九年七月、ビルマ米の対日輸出可能数量、輸出許可見込についてカルカッタ総領事の報告を求めた。すなわちこれは、農商務省経由の情報によれば、凶作による「飢饉地方」の小麦・トウモロコシ代用、船腹不足によるインドへの移出停滞、前年度古米の残存などにより、ビルマ米余剰は「相当豊富ノ見込」であり、即時一〇〜一五万トンの積出しが「容易」とする判断によるものであった。⁽⁹⁷⁾ その根拠と思われる同年七月のメモ「蘭貢米事情」⁽⁹⁸⁾によれば、ビルマの最終収穫予想四二万トンから同地の消費量を差し引いた輸出能力は一九一万吨であった。ところで、このメモによれば、一〜五月のビルマの輸移出量はインドへ六三万五六八〇トン、海峡植民地へ六万六八一二トン、

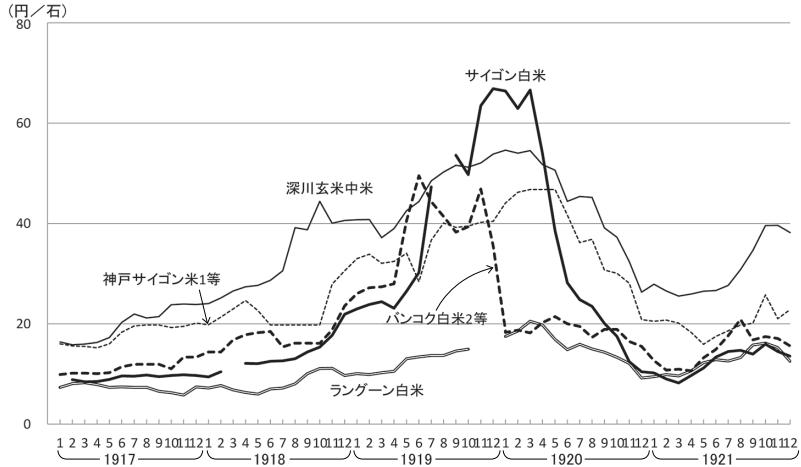


図2 外米産地と国内の米価

出典：農商務省食糧局『米穀統計(世界ノ部)』(1922年10月)、農林省農務局『第二次米穀統計(世界ノ部)』(1925年8月)。

欧州へ六万四九七三トン、計七六万四四六五トンにとどまっていた。したがって、六月に一五〜一六万トンを積み出したとしても、輸出能力はなお一〇〇万トン前後あり、さらにこれに、前年度来の船腹欠乏・米価暴落のため「地方農家」や「粃仲買人」など産地の推定持越量三〇万トンを加えて、一二〇〜一三〇万トンと予想している。将来船腹の増加により一カ月平均二〇万トンをインドに移出しても、一二月初旬以降に二〇〜三〇万トンの「過剰米」を持ち越すとの推計である。

しかし、外務省のこのような期待に対し、カルカッタ総領事から同年七月一日、本年度のモンスーン状況が不明な現時点では、対日輸出は「乍遺憾到底問題トナラス」、「蘭貢米ノ本邦輸出ハ全然見込ナシト云フノ外ナシ」とする絶望的な回答が届いた。つまり、①ビルマ米の対インド移出は「予定ノ通着々実行」され、今後も「出来得ル限り輸入ノ計画」であり、②海峡植民地やマレー連邦など在外インド人居住地域にも「緊切ナル需要」があり、③しかも新規輸入の要望や増加の要請も「甚タ多」かったのである。さらに翌月、ランゲーン市場において「禁輸緩和」の風評が「喧伝」されたが、インド政府は収穫期まで

その意志はないとし、ビルマ政府に対し、禁輸期間を一九年末まで継続し、かつそれは次年に「緩和」することを意味するものでないと発表させた。⁽⁹⁾一九／二〇年度のビルマ輸出量は実際に大幅に落ち込み、対日輸出は実現しなかったのである(表2)。

ビルマ米の輸出禁止と価格公定は徹底し、産地における米価を抑制した。外米産地の価格を比較すると、サイゴン米、タイ米価格は一九年に入り急騰しているが、ラングーン米は比較的安定し、最も低い水準にあった(図2)。

二 タイ米輸出の急増と輸出禁止

(一) 需要増加と輸出禁止の風説

一九一〇年代半ばから一八年末頃まで、日本のタイ米輸入量は毎月数千トン程度であった。一八年にはビルマ・仏印からの輸入が急増したが、タイからの輸入量には大きな変化はなかった(図1)。三井物産新嘉坡支店長が、「暹羅米ハ比較的蘭貢米、西貢米ヨリ高値ナル為メ輸入スルコト能ハサリシ」と述べたように、タイ米価格はビルマ米・仏印米より高水準にあり(図2)。ビルマ米・仏印米輸入が比較的円滑にすすむなかで、その輸入は停滞していた。

一八年のタイ米の収穫は「非常ニ良好」となり、同年一二月後半には新稲がバンコクの精米所に続々と到着した。ところが同年一〇月のビルマ米輸出禁止は、タイ米需要を高めることになり、「外国人買手ハ直チニ注文ヲ発シ契約ヲ申出デ」ることになった。⁽¹⁰⁾三井物産盤谷店の取扱も激増し、同年は、同店がタイ米を本格的に對日輸出する出発点になったといわれる。同店を管轄する新嘉坡支店長は次のように述べている。

印度、蘭貢ノ輸出禁止トナリシ為メ、暹羅米ノ需要大ニ起リ、過去一ケ年間ノ取扱高十三、四万噸ニ上リ、盤谷店

開關以來ノ取扱ナリ、尤モ此數量ハ全部日本ニ輸入セラレタルニ非スシテ三萬噸許ハ上海へ輸入セラルモノナルカ、是レカ為メニ暹羅米日本輸入ノ端緒ヲ得好成績ヲ現ハシタリ⁽¹⁰⁾

一八年二月〜一九年三月の四カ月にタイ米輸出量は急増し(図3)、対日輸出も一九年四月をピークに増加した。同時に、一八年半ばまで安定していたバンコクの米価は一〇月から上昇しはじめた。一九年一月には「益々騰貴して殆ど底止するところを知らざらん」という状態になり、五〜六月に向かって「熾烈ナル競争的需要」により「急速ニ騰貴」した(図2)。

米価高騰はタイ政府に輸出制限・禁止を促すことになった。一八年末からの米価急騰について、バンコクの在タイ公使西源四郎は、「従来曾テ見聞セザル米価ノ暴騰ハ、人民中ノ米作者以外ノ貧民階級ニ非常ナル困難ヲ与フルノミナラズ、人民ノ主要食糧タル米ノ不足ヲ告ゲントスル状況」になったと、のちに報告している。一八年二月からの米価高騰は、タイ政府も「黙視スル能ハザル所」となった。こうして一九年に入る頃から、タイ米禁輸の「噂」が流れるようになる。西公使は一九年一月、外務大臣に次のように報告した。⁽¹⁰⁾

米価ハ日増シ騰貴シ、……右ニ関シ暹羅ハ米ノ輸出ヲ禁止セントスル噂アルモ、未タ確カナラス、尚ホ本年米作ハ予想ニ反シ平年ヨリ二割方不作ナリト云

この報告を受けた外務省は一九年一月、西公使に対し、外米輸入は「絶対ニ必要」で、政府はタイ米輸入が「何等障害ナキコト」を前提として対策を計画しており、「万一前記ノ風説」が「事実」となれば「施政上多大ノ齟齬」が生じ「国民生活ニ深甚ナル危険ヲ齎スコト必定」として、対日輸出に「十分御配慮」を求めるよう指示した。⁽¹⁰⁾

しかし、同月下旬にタイ外務大臣に面会した公使から、輸出制限・禁止は「沙汰止ミ」になったとする報告があった。⁽¹⁰⁾ 続く詳報によれば、タイ政府の回答は、①輸出を継続しても食糧供給が「危フスヘシト虞ルヘキ充分ノ理由」はな

い、②「異常ナル多量」の輸出が継続する場合は制限・禁止を実施する、③一七七年秋の減収により備蓄が減少したが、その後の収獲による「剰余」があり「多量ノ輸出」が可能である、④タイ国内需要を充足すれば日本などの欠乏を補うための無制限輸出が「最上策」である、というものである。⁽¹⁰⁾同年一月にはなお輸出制限は実施されなかった。対日輸出は依然順調であり、翌二月には鈴木商店が買い付けた三七〇〇トンが神戸に向かった。⁽¹¹⁾

(2) シンガポールのタイ米需要

ところで、バンコクの西公使は、この禁輸の「噂」が、ビルマ米輸出禁止によりシンガポールなど海峡植民地やマレー連邦で不足が生じ、その補填のため英国がタイ米の低価購入を計画し、タイ政府に輸出制限と米価調節を実施させようとしたものと報告している。⁽¹²⁾同地域に住む三七〇万人の多くは「米食者」であり、年間消費量六三万トンのうち一八万トンは自給できたが、四五万トンについては毎月タイ・仏印から二万五〇〇〇〜二万七〇〇〇トン、ビルマから一万三〇〇〇トンを輸入していた。⁽¹³⁾シンガポールは米積出港のラングーン、バンコク、サイゴンに近く、これまで輸入に問題は生じなかったが、インドの凶作によるビルマ米の輸出禁止や仏印米の輸出制限(後述)により、急遽多量のタイ米輸入が必要になったのである。⁽¹⁴⁾

シンガポールでは一八年末から米価が「暴騰」した。同地のラングーン米価格は通常一コーヤン(一・三七トン)当り二三〇ドルであったが、一九年一月下旬には二八五ドルに、また通常二七〇ドルのタイ米価格は四九〇ドルに高騰した。このため同年一月、シンガポール政府の食料管理官が「米価調節」の交渉、すなわち「相当ノ値段」でタイ米輸入を確保するためバンコクに派遣された。西公使は外務省に、シンガポールの食料管理官が、他国への輸出制限と海峡植民地・マレー連邦輸入米の価格引き下げを求めてタイ政府と交渉したことを報告している。同食料管理官は、タイ米の

「華客」である海峡植民地・マレー連邦に対する「隣邦ノ誼」を訴え、米価高騰はタイの消費者にも「不利」であると「力説」したという。タイ政府は「連日会議」を開いて検討したが、西公使の一月の報告のように、輸出制限・禁止は実施されなかった。⁽¹⁴⁾

また、シンガポールの海峡植民地書記官長 Colonial Secretary は同年四月に演説し、タイの米価が「未曾有ノ騰貴」となったためタイ政府と交渉し、同年一―三月には「取極以上」の輸入が実現したという。しかしインド政府は三月、来たる四―二月期の供給量を当初計画より五万四〇〇〇トン削減したため、タイ米・仏印米による補填が必要になった。⁽¹⁵⁾ さらに、同書記官長によれば、一九年のタイ米・仏印米の輸出能力はそれぞれ一〇〇万トン・五〇万トン、合計一五〇万トンであるが、海峡植民地・マレー連邦の需要量は平年の輸入量二七万六〇〇〇トンにインド米供給削減量五万四〇〇〇トンを加算した三三万トンであった。差引一―七万トンとなるが、日本六〇万トン、蘭印五〇万トンの要望を差引くと、残余は七万トンのみとなり、しかもセイロンはインド米の供給減によりタイ米・仏印米を需要し、さらにマレー連邦の作柄も平年の「四割減」に落ち込んでいた。⁽¹⁶⁾

このように、インドの凶作、一八年一〇月の輸出禁止の影響により、一九年に入る頃からタイ米需要は急速に高まった。シンガポールなど海峡植民地・マレー連邦、香港、蘭印、日本、さらにセイロンなどから、輸出能力を上回る需要が殺到して米価は高騰した。農商務省の指定商は米価高騰にもかかわらず積極的に買い付けたが、海峡植民地では高米価のため輸入が制約された。シンガポールの食料監督官は、米価抑制のため輸出制限を要請したが実現はしなかった。西公使の報告によれば、海峡植民地書記官長は、「最モ迷惑」なのは日本商人が自国以外に欧州、アジア、アフリカ、アメリカの需要にも応じて米を買い付けていると訴え、英本国政府に対し「強硬ナル申立」も行っていたのである。⁽¹⁷⁾

タイ政府の輸出制限措置が、なお実現しなかったことについて西公使は、米はタイ輸出品の「太宗」で、その輸出制

(1,000ト)

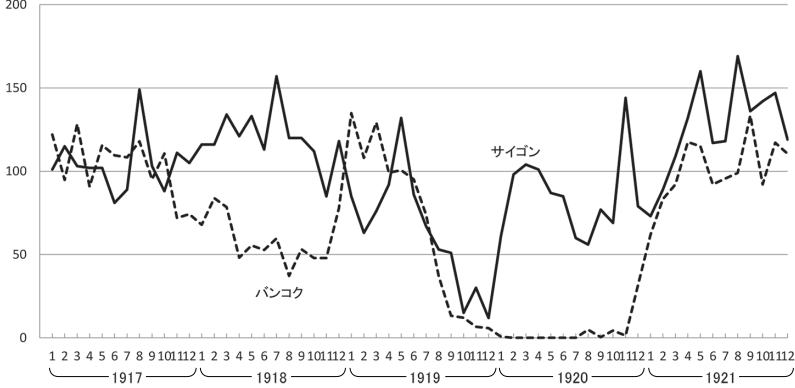


図3 サイゴン、バンコクからの米穀輸出货量

出典：農商務省食糧局『米穀統計(世界ノ部)』(1922年10月)、農林省農務局『第二次米穀統計(世界ノ部)』(1925年8月)。

米騒動前後の外米輸入と産地

限・禁止は「利害上容易ナラサル問題」であり、さらに、最惠国待遇により「第三国等」にも同様の条件を付与することになるため、実際の運用は「極メテ困難」と推測している。⁽¹⁸⁾

(3) 輸出禁止

米価高騰が続く一九一九年六月、タイ米輸出禁止の勅令が公布された。政府に米管理局が設置され、同局総裁には王族や大蔵大臣が就任し、また米管理官が任命された。⁽¹⁹⁾ タイ政府には英国の影響力が強く、英印における輸出制限・禁止措置が採用されたと三井物産新嘉坡支店長は述べている。⁽²⁰⁾ 輸出業者は米管理局に登録され、輸出は米管理官の裁量により、三年以内に輸出実績のある業者に限られ、翌七月から許可制となった。⁽²¹⁾ この措置により、上昇を続けた米価は六月をピークに下落に転じ(図2)、輸出货量も六〜七月から急減した(図3)。

農商務省はタイ米の買付をすすめていたが、「出来得ル丈ケ寛大」に許可されるよう外務省に交渉を要請した。⁽²²⁾ 外務省は西公使に、「突然」の禁輸が前年のような「由々敷事態」を引きおこしかねない事情をタイ政府に説明し、無制限の輸出を求めるよう指示した。⁽²³⁾ 公使は、海峽植民地・マレー連邦・セイロンなど「英国側」が「競争相手」であり、

まず買付済みの「現物」を握って輸出を申請するのが「事実上ノ勝利者」になると外務省に提案している。⁽¹³⁾ 早めにタイ米を買付け、「追次」輸出を試みる方法であり、申請量が輸出余力に比し「不釣合」に多くなければ許可されると期待したのである。その理由として、最惠国条項の存在により、タイ政府は特定の国と具体的協定の締結を避けていると付記している。⁽¹⁴⁾

さらに公使は七月、タイ政府に、米管理官の対日輸出許可を「容易」にするような訓令を要請し、また、輸出希望数量を申請するため、同年七月―十一月のタイの輸出能力が二五万トン前後であるという情報をそえ、外務省に輸出希望数量の回答を求めた。タイ政府は、輸出余力があれば日本人登録者には他国の登録者と「均等ノ待遇ヲ保証」すると対応したが、米管理官が発表した輸出能力は、大幅に減じて四万二〇〇〇トンであった。⁽¹⁵⁾

農商務省は外米買付・積出しに積極的であり、外務省に、一九年七月―九月期の輸入希望数量を二〇万トンと「電訓」するよう求めた。さらに、端境期をひかえ、輸出許可の有無にかかわらずタイ・仏印・香港で外米買付を「敢行」すると外務大臣に告げ、交渉により「出来得ル丈ケ多額ノ数量」が輸出できるよう要請した。⁽¹⁶⁾ しかし、公使は外務省に、米輸出をめぐる「事態」は「一変」したとし、希望数量の申入れは「一先ズ見合せ、当分事態ノ発展ヲ注視スルコト」となった。⁽¹⁷⁾ 輸出制限が本格化したのである。

また外務省は、タイ政府が一九年七月に輸出能力を二五万トンとしながら、その後四万二〇〇〇トンに大幅に減じたことについて、シンガポールに毎月二万三〇〇〇トンの輸出を協定した結果と推測した。そして、これは「均等ノ待遇ヲ保証」するという声明に「背反スル」とし、事情を調査のうえタイ政府の回答を求めた。また、タイの米管理官や管理会議員のうち三名は英国人であり、シンガポール方面への輸出許可には「便宜ヲ与へ」るが、日本向けには「手加減ヲ加フルコトナキヲ保証シ難」いので「篤ト御注意」を促している。⁽¹⁸⁾ タイ政府との交渉はさらに続くが、対日輸出は困難

になり、米輸出全体も急減していった(図1・図3)。

(4) 農商務省のタイ米買付と輸出禁止の徹底

タイ米輸出禁止となった一九一九年七月以降も、農商務省は許可の有無にかかわらず積極的にタイ・仏印・香港で買付を実施した。しかし、産地における米価の高騰は対日輸出を実質的に制約していった。七月末の西公使の報告によれば、六月一八日以前の日本人買付は、鈴木商店による白米四七三六トン(ポートサイドへ)、三井物産による白碎米二一トン(香港へ)の二件のみで少量であったが、その理由は、五月以降「暹羅米価格膨張ノ結果本邦ヨリ注文ナカリシ為」であった。⁽¹³⁾八月には輸出許可はおりなかったが、農商務省の買付はバンコク積出分米五二四〇トン、ほかサイゴン積出七〇〇トン、ハイフォン積出一五〇〇トンとなった。農商務省は外務省に、「速ニ輸出ノ特許」を交渉するよう依頼し、⁽¹⁴⁾外務大臣は公使に、現地の指定商三井物産と打合せのうえ、「特別ノ取計」による輸出特許の実現を指示した。⁽¹⁵⁾

しかし輸出制限はむしろ強化された。タイ政府は一九一九年八月、日本政府を「援助シタキ希望」はあるが、許可すれば他国にも「同様ノ讓歩」が必要となり、またタイ国内のストックが「少量」と確認されたので請求には応じられないと通知した。⁽¹⁶⁾公使の報告によれば、八月の米管理会議は、同年收穫期には「廃止」が予想されていた禁令を、「米ノ不足」、および米価の「不当ナル騰貴」が「予見」されるため継続することを告示した。⁽¹⁷⁾したがって、農商務省が指定商三井物産を通じて買い付けたタイ米五二四〇トンについても、積出しは許可されなかった。⁽¹⁸⁾

バンコク領事は同年一〇月、当年の作柄は「平作」だが在米量は「甚ダ手薄」であり、翌二〇年の輸出能力は、前年度の七一万吨(表4)を上回る一〇〇万吨前後と推測し報告した。なお平年の一二〇万吨を下回る量であり、領

事は、一九年六月からの輸出禁止は翌二〇年一二月まで継続すると予想している。ただし米輸出はタイ経済にきわめて「肝要」であるため、輸出特許の可能性も推測している。タイ政府はその方法を「目下立案中」であるが、各国の「希望額」を「条約ニ抵触セザル範圍」で「公平」に配分する見通しと報告している。⁽⁸⁾このように、領事は輸出特許を期待したが、現実には早魃により作柄が一変し、輸出制限・禁止はより徹底されることになった。

三 仏印米の輸出

(1) 輸出制限と対日輸出許可

フランス植民省令が仏領インドシナに公布されて間もない一九一九年一月、大統領令により、米を含む「或種貨物」の輸出が禁止され、輸出・再輸出には大蔵省の許可が必要となった。⁽⁹⁾仏印総督は同年二月、「米作ノ不良」を理由に米輸出を毎月六万トンに制限し、残余は仏本国のため留保するという命令を發した。⁽¹⁰⁾

一九年三月一日、在仏松井大使は仏印米の輸出制限を外務省に通知した。大使によれば、輸出禁止を原則とするが、仏印総督は一定の留保のもとで輸出許可の権限を有し、毎月サイゴン米二万トン、トンキン米一万五〇〇〇トンを東アジアに輸出許可すると訓令し、「出来得ル限り輸出禁止ヲ緩和スル方針」であった。さらに大使は、総督は日本の「特別ノ状態」に配慮し「事情ノ許ス限り米ノ輸出ヲ緩ニ」と評し、対日輸出許可には樂觀的であり、⁽¹¹⁾翌二日付では、輸入希望量を申請するのが「得策」と述べている。続けて、仏外相よりの回答として、輸出許可を毎月サイゴン米二万トン、トンキン米一万五〇〇〇トンに制限するのは、仏本国の需要が「一時的」に「可ナリ多額」なためであり、輸入国には「出来得ル限り数量振宛ツル様審議中」であるとの報告もあった。⁽¹²⁾

このように、仏印米輸入は制限下においても比較的円滑であった。ビルマ米輸入は一八年末に急減して一九年になるとほぼ途絶し、タイ米輸入も一九年六月から急減したが、仏印米は一八年一二月から一九年三月にかけて急増している(図1)。農商務省は外務省に対し一九年三月、日本の供給不足は一〇〇万トンで、仏印・タイから六〇万トン、ビルマから四〇万トンを輸入する予定であったが、ビルマからの輸入は「殆ど絶望」、タイからの輸入も不振で、不足の「大部分」は仏印からの輸入によると申し入れた。収穫期の一九年一〇月まで、少なくとも五〇〇六〇万トンの輸出が必要であり、仏印政府との交渉を要請したのである。

ところで、三月末に届いた松井大使の書面によれば、サイゴン米の輸出許可見込は同月末までに二二万トン、四月・五月にそれぞれ六万トン、計二四万トンであり、仏印の「目下ノ米作ノ状況」からみて、これ以上の増加は難しかった。またトンキン地方の「米作ノ不良」により、仏印総督はトンキン米輸出禁止を「命ズルノ已ムナキニ至」っているとの報告もあった。これに対し大使は再三、五月までに二四万トン、一〇月までに五〇万トンが必要であると仏印総督に申し入れている。

(2) 松井大使の交渉

仏印の対日輸出制限は実際には緩和されており、一九一九年後半にも輸出货量は急増した(図1)。農商務省は外務省の支援を受けて、指定商を通じてラングーン米やトンキン米の買付・積取を積極的に展開している。農商務省は一九年五月、同年三月から一〇月までに仏印米六〇万トンの輸出特許を外務省に要請した。五月までの仏印米輸入量は一三万トンであったから、一〇月までに、さらに四七万トンの輸入を求めたのである。しかし、仏印政府の産地調査の結果、六月以降の輸出余力は前年産米三七万トンとされた。このため農商務省は、そのうちサイゴン米一五万トン、トンキン

米五万トン、さらに一九年度産米のうち六〇七月収穫のトンキン夏作一〇万トン、合計三〇万トンの対日輸出特許を要請し、翌日外務省は在仏大使に交渉を指示した。この三〇万トンの輸入(六〇一〇月)は、ほぼ実現することになる(図一)。

松井大使の交渉は一九年七月からはじまり、その経緯は外務省に随時報告された。まず七月一六日付で仏国外務大臣に事情を説明し、「好意的ノ取計ヒ」を依頼したが「確答」はなく、「督促」したところ仏印米輸出は仏印総督の「専ら管掌スル処」であり、総督に日本政府の希望を伝えたが回答がないと報告された。これに対し外務省は、国内米価が「益々騰貴」して国民生活の「危険益々甚シ」いが、ビルマ米は「当分解禁ノ望」みがなく、タイでは「輸出制限ヲ実行」しており輸入が「益々困難」なこと、したがって「万一」仏政府が「当方ノ希望ヲ容レサルカ如キコト」あれば、「内政上由々敷大事ヲ惹起」すると「憂慮」されるので、仏政府に事情を「篤ト」説明し、希望数量の輸出が許可されるよう「極量御交渉」を指示し「至急回電」を求めた。事態は「追々切迫」していた。

次いで松井大使は、パリ滞在中の仏印総督に面会して「委細」説明し、「可成速ニ多量」の輸入ができるよう「特別ノ尽力」を要請した。総督は「日本ノ状況ハ篤ト承知」としながらも、当年の仏印「夏作」が不良で輸出可能量は「案外多カラザル」こと、仏本国、英国、フィリピン、香港の輸入希望が「渺カラズ」あることを勘案し、日本の「立場」を「参酌」して割当量を「目下折角取調中」であり「今暫ク決定ヲ猶予セラレタシ」と答えた。大使は重ねて「本邦特殊ノ状況」を説明し、「好意的決定」を要望している。さらに八月には仏政府の政務通商局長を訪れ、仏印米輸入が日本に「重大」な理由を「縷述」し、「十分好意的考量」が加えられるよう仏印総督へ斡旋を依頼した。同局長は「事情ヲ能ク了解」し早々に申送ると回答したという。仏国側の外務大臣、仏印総督、政務通商局長らとの交渉により、松井大使は、当局者が「十分我方ノ事情ヲ了解シ居ル」との判断を外務省に送っている。

ところで、この報告のなかで松井大使は、植民省の「役員」から、仏印総督代理と三井物産との間に、穀物(米)と

鉍石（亜鉛鉍）の「輸出問題」が「不日成立」し、九月初旬にはサイゴン米が輸出許可になると付記している。⁽⁸⁾ 仏印政府はサイゴン米の輸出とリンクさせて、仏印産亜鉛鉍の輸出を計画したのである。

この計画は一九年八月末から、仏印総督代理と三井物産との間で交渉がすすんだ。その経緯は、同年一二月に外務省がまとめたメモによれば、農商務省が買い付け、未輸出のサイゴン米七〇〇〇トンについて、仏印総督が、亜鉛鉍一トんに付き米一トンの割合で「交換的ニ輸出ヲ許可」するといふ条件を提示したことはじまる。条件付きの理由は、「夏作」が「米作不良」であり、「何等対償ナクシテ」日本のみに輸出を許可できないからであった。九月から仏印政府は「絶対ニ米ノ輸出ヲ禁止」したが、年末の一二月に至っても交渉は「其儘」で総督の提案は実現しなかった。⁽⁹⁾ こうしてサイゴンからの米輸出は、一九年秋から年末にかけて激減する（図3）。

松井大使によれば、仏印総督の提案は、「如何ニモ唐突」であった。亜鉛鉍を採掘する東京鉍業会社 Societe Miniere du Tonkin は「私立会社」であり、「甚々奇怪ノ念」をいだいたという。このため大使は、輸出未済の農商務省買付米七〇〇〇トンを切り離し、至急輸出許可が実現するよう植民省、仏印総督に「繰返ヘシ申出デ」ている。⁽¹⁰⁾

しかし間もなく、仏外務省より松井大使に、これ以上の輸出許可は難しいとする植民省の回答があった。このため大使は、「米輸出ノ件ハ此上解決ノ方法ナカルベキヤ」と「反問」すると、仏外務省からは、鉍石輸入の交換条件が成立すれば輸出を解禁する方針であり、日本政府が三井物産に交渉を促せば「充分解決ノ余地」があり、今回の植民省の回答が「終結的」なものではないという通知があった。大使は、仏印総督の提案を「考慮」して交渉をまとめようとしたが、植民省と仏印政府間の「符合セザル言動」を察知したため、本国外務省に対して鉍石問題に関する「何等カ事情」の存在を示唆し、三井物産を調査する必要性を説き、また仏印総督代理と直接交渉するため係員の派遣を提案している。⁽¹¹⁾

ところで同じ頃外務省には、三井物産から、トンキン米と鉍石の輸出に関する仏印総督との交渉について報告があつ

た。それによれば一九年八月、三井物産海防出張員が仏国政府に、亜鉛鉱を買い入れる条件でトンキン米の輸出許可を求めたところ、亜鉛鉱八万トンに付き米四万トンの輸出特許を「取計」うとの来電があったという。ただし農商務省は、外務省を通じて輸出特許を交渉中であり、その結果が不明なままでは交渉に応じられなかった。その後、仏印側は亜鉛鉱三万三〇〇〇トンに付き米五万トンに「讓歩」したが、亜鉛鉱の価格が「高値」のため取引は成立せず、交渉は「不調」となった。同社は同年八月中旬、海防出張員に対し「交渉謝絶」を指示した。⁽¹⁶⁾

松井大使の報告によれば、仏国側は、交渉が成立すれば「直ニ米ノ輸出ヲ許可スル決心」であることを在仏日本大使館員に告げ、「成ルベク速ニ解決シ度キ旨」を述べたが、館員は、仏印米輸出と「右鉱石問題」をあわせて「解決」するのは「政府ニ於テ困難ナルベシ」と判断している。⁽¹⁷⁾農商務省も九月一五日、外務省に対し亜鉛鉱石購入の必要はなく、また三井物産にもその意思がないため、輸出特許は「鉱石ノ件ト分離」して交渉すると回答した。⁽¹⁸⁾農商務省は新米出廻り前までに輸入する必要がある、鉱石輸入とセットの一〇月積では「機ヲ失スル虞」があったのである。⁽¹⁹⁾

ところで一八年末からは、ビルマ米輸入は途絶えたが、多量の仏印米輸入が実現していた(図1)。サイゴンからの輸出量は、一九年一〇月〜二月に一時激減するが(図3)、その後は急速に回復している。また、一九年秋には日本本国の豊作が確実となった。したがって、不利な条件を容認して仏印米を輸入する必要性は低くなっており、鉱石問題には讓歩しなかったものと思われる。

(3) 輸出許可と価格高騰

仏印米の輸出は、仏印政府側の多様な思惑が絡んで許可された。ところで一九一九年七月下旬、香港総領事鈴木栄作は外務省に、サイゴン発行の新聞記事の邦訳を送った。それによれば、仏印政府が認めた毎月六万トンの輸出許可のう

ち、二万トンは中国商人に、四万トンは仏国商人に割り当てられたが、輸出許可を受けられなかった商人は、仏国商人が「売却」する輸出許可証を、一トンに付き一〇ドル以上のレートで買収して積み出していたという。仏国商人は「巨額ノ利益ヲ壟断」しており、他国商人に輸出許可証を交付して利益を「一般ニ均霑」することには「強硬ナル反対運動ヲ試ムル」とみられ、仏印政府がこの「措置ヲ改」めるのは「実ニ容易ナラザルモノ」があった。

また、農商務省の調査によれば、仏印政府の輸出許可は「仏人米穀商組合」に三分の二、「支那商組合」に三分の一の割合で与えられ、各組合員の過去五年間の平均輸出額に応じて配分された。これは新聞記事の記載と同様である。許可を受けた輸出業者は、「権利」の「譲渡」は「絶対ニ禁セラレ」ていたが、その取引価格に「権利ニ対スル報償」が加算され、「権利」は「盛ニ転売買セラルルノ結果」となっていた。すなわち、この調査によれば、一九年二月〜五月には、制限令発布前に積出しの既契約量が一八万トンに上っており、これら輸出業者との新たな契約はなく「権利ノ売買」はなかった。しかし六月になると、「輸出ノ権利」について一担（六〇キログラム）あたり一・五ピアストルの「呼値」がついた。七月には、許可を受けた「支那人米商組合」が残量四〇〇〇トンを「競売」に付したところ、「権利」は一トンあたり四一ピアストル（一担あたり二・五ピアストル）に騰貴して落札され、この「輸出権」には「一定確実」の相場が生じるようになった。この相場は「漸次騰貴」し、八月初旬には一担あたり七〜八ピアストルに高騰して、実米の価格に「比肩」するほどになったという。サイゴン米の輸出許可を受ける「仏人米商組合員」九名、「支那商組合員」四一名は「勞セスシテ巨利ヲ博」したのである。

すなわち、仏印総督の仏印米輸出許可は、サイゴンなどで輸出を営む仏人米穀商、中国人米穀商に限定して与えられた。輸出許可証は、それ自体は売買されなかったが、仏印米を輸出するには、これらの米穀商と、「権利」に相当する価格を加算して取引することになった。したがって、仏印総督から輸出許可を受けられなくても、これらの仏人・中国

人米穀商と取引すれば、サイゴンもしくは香港などから日本に向けて積み出すことも可能であったと考えられる。ただし、その場合は仕入価格が高騰することになる。図2によれば、サイゴンにおける仏印米価格は一九年五、六月から急騰し、一九年末、二〇年にかけてピークとなっている。また、ラングーンやバンコク相場をはるかに上回り、さらに、運賃など諸経費を仮に省いても、日本国内の神戸サイゴン米（二等）価格より高位にあり、日本の国産米価格をも上回る水準に暴騰したのである。

四 香港の米価騰貴

(1) 外米買付と対日再輸出

一九一〇年代末の香港の米輸入は年間一一五万トン、うち仏印が八割、タイが二割を占め、輸出は九二、九三万トン、香港需要は八、八五万トンであり、残余は香港のストックとなった。⁽¹⁶⁾一九九年には仏印からの輸入が急増し、またタイからの輸入も増加したが、香港経由の対日供給が増加している。すなわち、表5によれば、日本の対仏印輸入量は四八万トンであったが、仏印の対日輸出は二〇万トンにとどまっており、二八万トンは香港経由の輸入と推測される。同表によると、同年の仏印の対香港輸出は二八万トンを割っており、香港に輸出されたサイゴン米の大半が日本に再輸出されたものと思われる。また、日本の対タイ輸入量は一六万トンであるが、タイの対日輸出量は七万トンであり、その差九万トンは香港を経由した輸入であった。また、同表から香港の米の輸出入を見ると、一九九年には仏印からの輸入が急減して一八年の約半数に減じた。しかし、対日再輸出量は前年を上回って二五万トンとなり、中国を凌ぐ量となっている。これは、同年度の日本本国の総輸入量八二万トン（表1）の三割にあたり、前年とほぼ同じ割合の外米が香港

經由で輸入された。

ビルマ米の輸出が一八年一〇月に禁止されると、同年秋から香港における外米買付と対日輸出が活発になった。農商務省の買付は、仏印、タイと同様、香港においても積極化した。⁽¹⁶⁾一八年一一〜一九年六月に、対日輸出のため香港で買付付けられた外米は、表6に示したとおりであり、特に一八年一月〜一九年二月に毎月三万トンから四万トンを超える外米が買付付けられている。一九二〇年一月三〇日付の、香港の英字紙に掲載された「香港政府の米取引」という記事によれば、近年日本は最大の顧客であり、前年二月に大量の購入を開始し、それに応じて仏印の香港向輸出も活発化したのである。⁽¹⁶⁾香港においては輸出が制限されず、対日再輸出が拡大した。三井物産香港支店長によれば、従来、香港からの米輸出の六割は中国向けであったが、一九年一月から対日輸出が増加して五割を占めるようになった。対日輸出の拡大は「日本ニ於テ非常ニ購買ノ盛シ」になったからであり、「高値」による取引が活発化した。⁽¹⁶⁾ビルマ米輸出禁止により香港への米輸入が急減する一方で、対日再輸出は拡大し、日本は最大の輸出先となった。対日再輸出の活発化は香港の米需給を逼迫させていく。

(2) 輸出禁止の動き

外務省は一九一九年七月三日、三井物産本社に、香港政府が「香港ヨリ米ノ輸出ヲ禁止セル旨」入電があったとし、香港鈴木総領事に事実の確認を指示した。⁽¹⁶⁾総領事は翌日、対日禁輸の事実はないと回電した。ただし、同年六月三〇日に、「米ノ輸出ヲ禁止スヘシトノ噂」が伝わって多量の輸出許可申請があり、これに「驚」いた当局が、香港在米量を調査するため同日午後〜翌七月一日の許可証発給を見合わせたこと、および、その後は「申請全部」が発給されており、香港政府に問合せ「輸出禁止ノ事実無キヲ突キ止メタ」ことを報告している。さらに総領事の報告によれば、シンガ

ポールにおいては輸出制限が実施され、また香港政府も「米ノ輸出ニ付大イニ注意ヲ払ヒ居ル事ハ事実」であり、在米量調査によれば、「当地在留者ヲ僅ニ二月間支持スル」程度であることが判明したので、「何時米ノ輸出禁止ヲ勵行スルヤモ計リ難シ」と警戒している。

しかし、総領事は続けて外務省に、香港政府輸出入局長は面談のおり、輸出禁止の「風説」に対し「右ハ事実ニ非ストテ目下輸出禁止ノ意向ナキ口氣ヲ漏」らしたことも報告している。すなわち、香港に輸入された米の大部分は再輸出されるため、輸出禁止は、「即チ輸入ノ途絶」となり、サイゴンやバンコクから輸入される米は「直接仕向地ニ」輸送されるか、もしくはマニラなどに貯蔵され、香港が「貿易上甚大ノ打撃」を受けるのは「明白ナル事実」だからであった。したがって、香港政府はこれを「斷行スルハ余程ノ困難」であり、米価引下ノ手段として輸出禁止を実施しても「却テ弊害」を生じると、総領事は判断したのである。

しかし七月半ばになると、香港の米需給は逼迫するようになった。鈴木総領事の報告によれば、香港政府は、輸出を制限しない方針は不変であるが、ビルマ米・タイ米輸出制限による「輸入困難」のため、香港需要に備えて一二万袋（二万二〇〇〇トン）の買上を決定した。さらに総領事は、一九年三月以降買付量が急減しているように（表6）、「輸入米ノ増加セザル限り、当地ヨリ日本向輸出ノ為ニスル米ノ買付モ困難トナルベシ」と、輸入減のため日本向けの買付も困難になると予想している。五〜六月から米価が急騰し、買付を抑制することになった。

米価が高騰すると、「米価調節」が香港政府の課題になった。政府は、小売業者に貯蔵米を提供させるとともにサイゴン、ハイフォン、バンコクより輸入を促し、さらに「一定ノ相場」で販売させ、損失を負担する制度を検討していると総領事は報告している。またこの制度は、米の輸出入に「直接ノ影響ヲ及ホスコトナク」実施され、米価の「多大ノ下落」は期待できないが、「此上一層昂騰スルヲ防止」するものであった。総領事の報告は、「輸出禁止ハ特別ノ事情無

表7 香港の米価騰貴

年	月・日	(a)上等米 (ドル/担)	(b)サイゴン 2等(円/担)
1918	7	5.60	
	8	5.60	
	9	6.40	
	10		
	11	6.60	
	12	7.00	
1919	1	7.20	12.80
	2	8.70	13.30
	3	6.50	13.30
	4	6.50	11.40
	5	10.50	15.80
	6	10.80	19.30
	7. 2	13.90	20.50
	7.20	17.00	
	7.21	20.00	33.00
	7.25	20.65	
	7.28	21.00	34.50
	9		30.00
10		29.00	
12		26.50	

出典：(a) は「一九一九年ヨリ一九二一年ニ至ル暹羅国米管理」(「千九百十九年ヨリ千九百二十一年ニ至ル暹国米管理ニ付報告ノ件」通公第59号、1921年7月19日、在暹特命全權公使政尾藤吉→外務大臣伯爵内田康哉、[19]-2。(b) は日本沖渡価格、『通商公報』第812号、臨時増刊、1921年3月7日、20-21頁。

キ限り実行セラル、コトナカルヘシト信セラル」と結んでいるが、本書類の欄外には「輸入ノ道ヲ拡ムル事困難ナルベシニ付、結局輸出禁止ノ運命トナルベシ、如此樂觀説ハ感服セス」と記されている。これは報告を受けた外務省側のコメントと思われるが、香港においても需給逼迫と米価高騰が深刻化したのである。⁽¹⁷⁾

(3) 香港米騒動

香港領事館の調査によれば、香港は域内の米生産量が少なく、当時ビルマ、仏印、タイからの輸入が減少したにもかかわらず、再輸出量は「尠少ナラズ」あり、その結果としてストックが「次第ニ払底減少ヲ告ケ」ていた。⁽¹⁸⁾ 一九一九年半ばから米価は高騰し(表7)、六月ころから「苦力」のストライキが発生するようになった。香港総領事の報告によれば、七月下旬の米価は二ヵ月前の三倍に、前年七月の四倍に騰貴しており、香港政府は「調節方法」を「累次」講じ

たが「益騰貴スルバカリ」で、「細民ハ非常ノ窮状」に陥った。「飢饉ヲ甘ズルカ、又ハ食料品ヲ奪取スルノ外途ナキノ窮境」に至つたと報告されている。こうして、七月二六〜二七日に、市内数カ所で三〇〇〜五〇〇名の「暴民」が「暴動」を起こした。米小売商の襲撃、在米の掠奪、倉庫の破壊などが広がり、また港内に繋留中の船舶も襲撃されて米が掠奪された。警察隊が出動して「多数不良ノ徒」を逮捕し、各所に勃発した「米騒動」は「鎮静」に向かった。⁽¹⁶⁾

香港政府は米の廉売を開始し、米騒動発生と同時に店舗を閉鎖した米穀商を開店させ、政府の貯蔵米、米穀商の所蔵米を公定価格で売却させて損失を補償した。またサイゴンでの米買付に四〇万ドル余を投じた。このような応急的対策とともに、香港政府は事件後の基本施策を表明している。そのなかで注目すべきは、貿易に干渉せず中継貿易港の「本質」を維持するとした、次のような条項である。⁽¹⁷⁾

〔香港〕政府唯一ノ行動ハ、本年内ニ於ケル本植民地ノ需要スル米穀ノ充分ナル供給ヲ獲得シ、比較的廉価ニ之ヲ一般公衆ニ販売セントスルニ在ルモノニシテ、之ガ為ニ本港ノ中継貿易タル本質ヲ失ハシメザル様至極ノ注意ヲ払ヒツ、アリ、此ル日常貿易ノ干渉ノ主義ハ、本年当初以來夙ニ屢々之ヲ輸出入業者ニ声明セルノミナラズ、其後時々亦之ヲ表明セルガ、政府ハ毫モ此原則ヨリ乖離セントスルモノニ非ルコト（但異常ナル仕向地ニ輸送セラル、一忒ノ場合ニ付テハ、政府ハ例外トシテ強制買上ヲ実行シタルコト）

米騒動直後の七月二八日より、香港政府輸出入局は、香港より輸出する米の輸出許可証の発行をを「暫時」停止した。⁽¹⁸⁾すでに輸出許可証を交付されていても「騒動勃発以後兩三日間」は「蔵出許可証」が得られず輸出不能となった。二九日にポルトガル商人が、大阪商船布哇丸により米二五七〇トンを南米に向けて積み出そうとしたところ、「強制的」に香港政府により買収されている。⁽¹⁹⁾

しかし、香港政府のこのような措置は一時的なものであり、香港領事館は「固ヨリ絶対的ニ之（米輸出）ヲ禁止セン

トスル趣意ニ非ルハ当局者ノ声明ニ依ルモ明カ」と報告している。すなわち領事館は、香港政府が米の輸出禁止を實行できない理由として、①香港政府が米輸出を禁止すれば、タイ米・サイゴン米は「当地ヲ經由セズ」直接仕向地に輸送され中継貿易を「衰退」させる、②香港は「住民食料米」を海外依存しており、輸出を禁止すれば輸入が困難となり米価はさらに高騰する、という二点を指摘している。⁽¹⁷⁾

さらにこの報告書は、事件後間もなく、ハイフォンより日本へトシキン米を輸送中に香港に寄港した日蓮丸が、「何等ノ制限拘束ヲ受ケズ」に日本に向け出港を許可された事実を紹介している。また香港政府当局者によれば、船腹の都合で香港に輸送していったん陸揚げし、さらに日本に輸出する場合でも、「蔵出証」の交付にあたり多少の「拘束」はあるが、仕向地が「立証」できれば「抑留」されることはないと報告している。⁽¹⁸⁾このように、暴動直後の一九年七、九月にも、香港政府は仏印米・タイ米などの再輸出を容認する方針を明らかにしたのである。

(4) 暴動後の米貿易政策

ただし暴動発生後、直ちに輸出解禁とはならなかつた。八月二日に農商務省臨時米穀管理部長は外務省通商局長に対し、香港政府は積出しを「一般」に禁止し、「既約品」も対象としており、外米輸入計画に「甚タシキ手違ヲ来ス」から、速やかに許可されるよう交渉を依頼している。⁽¹⁹⁾農商務省の買付外米は「相当多額ニ達シ」ていたのである。⁽²⁰⁾外務省通商局長は香港総領事に対し、輸出許可を「速ヤカニ再開」すること、および指定商など「本邦商業者」が産地で買い付けた外米については、従来どおりの許可を当局に要請するよう指示した。暴動前の取引への速やかな復帰が求められたのである。⁽²¹⁾

総領事は同月、再輸出は許可される方針であるが、米価はなお「不穩ノ形勢」にあつて「全く無制限トスル能ハザル」

状態であり、「時々其ノ輸出ヲ差止」められるのも「已ムヲ得サル次第」と報告している。⁽⁸⁾ 実際、速やかには再開されず、同月末には外務省から再度、従前通りの許可証交付を当局に「懇談」するよう指示があった。⁽⁹⁾

同年九月二日には、香港総領事から、香港政府の米価対策を明文化した「香港穀物条例」が立法会議に提出され、第一読会を通過したという報告があった。⁽¹⁰⁾ 香港民政長官の提出理由によれば、同条例は香港政府の「米穀販売計画」、つまり米の徴発・廉売、米価公定などを「出来得ル限り簡單有効ナラシメントスル」ものであり、米生産地域である九龍新租借地における公定価格（香港価格以下・付近中国価格以上）による「米穀徴発権」などが定められた。特に民政長官は、輸出を禁止しない理由として、禁止すれば「輸入ハ終熄」し「通商」は別の「便益地方」に移るからという説明を繰り返している。同条例においても、従来通り輸出を禁止せず、再輸出を容認する香港政府の基本方針が確認できよう。

ところで、翌九月三日に香港の米管理官は、日本政府が必要なら香港政府がサイゴンで買い付けた米四二〇〇トンを売却すると申し出た。価格は「普通相場ヨリ高シト思ハ」れると香港総領事は外務省に報告している。⁽¹¹⁾ 総領事は、暴動発生後に香港政府が「買込ニ過ギタル結果」と推測しており、暴動から一ヵ月余りであるが、香港政府は比較的多量の備蓄米を実現できたものと思われる。暴動後に米価の奔騰は一段落して「不穩ノ形勢」は緩和し、米価は年末に向かつて漸落したのである（表7）。

第三節 外米輸入の終息（一九二〇年以降）

一九一九年九月、農商務省は日本本国の第一回予想収穫量を発表したが、平年作の一割五分増で九一五万トン（六〇〇〇万石）と「成績頗る良好」であった。一月の第二回予想は九一〇万トン、前年比一八・九%、平年比

一・三％の増収となり二年続きの不作に終止符が打たれた。⁽⁸⁶⁾一九年秋の収穫により需給逼迫は緩和に向かい、外米需要も低下することが予想されたのである(表1)。

しかし、一八〇一年に展開した、外米輸入の円滑かつ確実な実現をはかる外交交渉は、二〇年にもなお継続することになった。二〇年の端境期には仏印からの輸入が増加したが、同年の日本本国の収穫は一九年以上に良好であり、記録を塗りかえる大豊作となった。こうして、外米輸入をめぐる一九一八〇一年の外交官の多様な交渉は終息に向かい、二〇〇一年の外米輸入量は急減することになった。

一 ビルマ米輸出禁止の継続

(1) 輸出禁止の継続

一九一九年八月、まだインドの作柄は公表されなかつたが、カルカッタ鮭延総領事は外務省に、「『モンスン』状況可良ナリシニ付優ニ平作ノ見込」を報告している。⁽⁸⁷⁾さらに同年末にはボンベイ領事も、「概シテ良好」との収穫予想を伝えた。⁽⁸⁸⁾しかし、インド政府の米輸出禁止措置は直ちに緩和しなかつた。一九年末には、翌二〇年一月以降も従前同様に輸出禁止が続き、ビルマについては「米穀委員」(米管理官)⁽⁸⁹⁾が輸出許可・輸出米売買価格公定にあたることを、カルカッタ総領事・ボンベイ領事は外務省に報告している。⁽⁹⁰⁾

カルカッタ総領事の報告は、インド政府の「新聞公報」(一九一九年二月二四日付)によるもので、やや遅れて外務省に届いた次の報告書によれば、⁽⁹¹⁾インド政府は二〇年度にも「輸出米取締」を検討していた。つまり、一九年度の収穫予想は「概シテ良好」であつたが米価は「依然トシテ高」く、また「世界的価格」はインドより「一層高値」であり、

制限撤廃はストックの海外流出をまねくため二〇年にも輸出制限の継続を「一決」したのである。

さらに、ビルマ米はインド本土の重要な供給源であり、その輸出には「一層厳重ナル取締方法ノ励行」を必要とし、インド需要を充足したのちの「剰余ニ制限」された。米輸出には米管理官の許可が必要であり、年四回、三ヶ月ごとに許可され、輸出米の売買は米管理官に委ねられた。同官は本部をラングーンに置き、ほかアキヤブ、モウルメイ、バセインの各港でも買付・売却を行い、裁量により輸出最低価格・購入最高価格を定めた。最高価格はビルマの消費者を「苦メザル範圍ニ於ケル最高価格」であり、生産者に「充分ナル収入ヲ与フ」価格とされた。購入額と輸出額の「差金」は政府の収入となった。^(四)

(2) 対日割当と日本政府の交渉

一九一九年一二月末、カルカッタ総領事から外務省に、対日輸出割当五万トン許可の情報を「目下真偽確メ中」との通知があった。ただし総領事は、ラングーンの米管理官の「所報」によれば「印度政府ハ未ダ日本ニ対スル割当ヲ為シ居ラズ」とも付記している。^(四) また、ラングーン発・横浜正金銀行入電の情報にも、二〇年一〜三月期に日本への割当はなく、外務省はカルカッタ総領事に事実確認を要請した。^(四) それに対し、総領事が米管理官に問い合せたところ、割当はジャワ六〇〇〇トン、香港二五〇〇トン、キューバ二〇〇〇トンであった。キューバへは砂糖供給の対価としてベンガル米が割り当てられ、ジャワについても同様の条件があった。このため総領事は、同年のビルマ米輸出余力は一五〇万トンあるが、対日輸出許可を「渋リ居ル」のは「世界ニ於ケル食糧不足」のためであり、日本も「何等カ提供」して「対価トシテ米ヲ得ルノ途ニ出ル方得策」と回答している。^(四)

次いで同副領事の調査により、当年度のインド輸出総量は一八〇万トンであったが、「内密検聞」の結果、インド

総督が承認した米管理官の割当のうちに、日本向けが五万トンあることが判明した。一―三月期にはその四分の一の一万二五〇〇トンが許可された。しかし、インド政府は歳入不足を補填するため、公定売渡最高価格は四五八ルピーであったが、輸出価格を最高一二〇〇ルピーに改め、さらにこの報告の数日前には、一六〇〇ルピーに引き上げた。このため輸出にあたる三井物産、日本綿花は米管理官と交渉したが、その結果は「商談纏マルヘクモアラス」と報告されたとおりであった。総領事は、ビルマ米が必要なら英国政府と交渉し、インド政府への訓令を求めるのが「一策」と付記している。⁽¹⁶⁾

このように、対日輸出許可の実現はなお流動的であった。カルカッタ総領事の報告は、今回は「仮割当」であり、二月早々に第一期の「確定的割当」があるが、諸外国のビルマ米需要が高まっており、日本に対しては「恐ラク……特別割当ヲ為シ得ザルベシ」と判断している。海峡植民地などビルマ米が「絶対ニ」必要な地域の「切ナル」需要をみたしたのち、「出来得ル限り貴需ニ応ズル」という原則であったのである。⁽¹⁶⁾

カルカッタ総領事は、ビルマ米輸出許可を求めてインド総督、インド食糧監督官、ビルマの米管理官らと交渉を続けた。二〇年一月二七日にはインド総督と面会し、ビルマ米輸入は「我国民生活上重大問題」であり、二〇年には約五〇万トン不足するため、総督の「好意アル講究」を要請するよう外務大臣の訓令を受けていると伝えた。総督は、ビルマ米はまずインドに優先的に供給され、また割当を希望するなら英国政府との交渉が「便宜」であると述べた。また米管理官を訪問したところ、「当期割当二付テハ何等明言スル地位ニアラザル」と対応され、「切ニ貴官ノ考量ヲ希望スル旨附言」するにとどまった。⁽¹⁶⁾ なお、輸出制限・禁止の緩和は難しかった。

また二〇年二月には、ランゲーン測領事代理が米管理官と面談したが、海峡植民地、コロンボ（セイロン）の要求が「甚ダ急」であり、かつ英本国の二五万トンの要求にも五万トンしか配当できず、日本向け第二期割当は「乍遺憾覚東ナシ」

という結果に終わった。ラングーン領事代理は、キューバに二〇〇〇トン割り当てられたが、ビルマ政府は船腹欠乏に「大々困難」しており、船腹の提供も代価として有効であると示唆している。

このように、カルカッタ、ラングーンの領事たちは、輸出のための外米取引方法について種々の情報を収集し、ビルマ総督、米管理官らと交渉したが、二〇年当初には具体的な成果はまだなかったのである。

(3) 輸出制限・禁止の緩和

交渉はかばかしくすまなかつたが、ラングーン領事は一九二〇年四月、アキャブ米七〇〇〇〜一万トンの輸出が、ボンベイ港渡し、五月積取で許可されたことを報告した。また同年一月には、カルカッタから古米一万トンの輸出が許可された。二〇年秋になると、輸出制限・禁止は急速に緩和されていく。

ラングーン副領事の報告によれば、二二年度のインド米第一回収穫予想は「大体ニ於テ良好」であつたが、なお、雨量不足などによる「不安」もあつた。したがつて副領事は、「需給関係ノ大体ヨリ觀察スルトキハ、管理ヲ必要トスル理由漸次薄弱」と判断しながらも、二一年にもビルマ米管理の継続を予測していた。しかし、一月下旬にカルカッタ総領事から、二〇年一月以降、インドに移入されたビルマ米の再輸出を禁止するほかは、一切の輸出制限が「撤回」されるという情報が外務省に入った。さらに一二月に入ると、世界的な米価下落により、ビルマ米輸出管理の大幅緩和が報告された。ラングーン領事代理によれば、インド政府は、収穫期をひかえ「更ニ相当量ノ輸出可能余剰」を予想し、また「各地ノ豊作」が伝えられ市場は「著シク鈍調ヲ呈」したのである。

さらに、二二年度のビルマ米輸出余力を白米二一〇万トンと予想し、インドへ平年八五万トン、最大限度一一〇万トンとして、残余一〇〇万トンが諸外国へ輸出可能との報告がカルカッタ総領事から入つた。このため、インドの輸出禁

止令は継続したが、二〇年一月以降、ビルマからの輸出禁止は解除され、米管理官が許可すれば輸出が可能になった。ただし、米価が最高価格一八〇ルピー（二〇〇バスケット当り）を超えた場合には、再度輸出が制限されることになった。⁽²⁶⁾

(4) 一九二二年七月の米価騰貴と輸出解禁

インド政府は一九二二年七月、再びビルマ米輸出許可を停止した。同月以降、ビルマ米のインド・諸外国への輸移出量は五九万トンと推定されたが、インド向け移出三〇万トンを控除した輸出处定量二九万トンのうち、二〇万トンにはすでに輸出が許可されていた。海外輸出は活発化し、同年一月からは買占めによる米価騰貴がすすんでいた。七月の米価は前年同月より一四%上昇して五八〇ルピーとなった。⁽²⁷⁾

また、バンコクの中谷領事の報告によれば、インド政府が二〇年一二月に発表したビルマ米収穫予想は二〇〇万トンであり、うち一〇〇万トンはインドへ移出、一〇〇万トンは輸出向けとなった。しかし実収は一九四万二〇〇トンに落ち込んだため、外国輸出は八四万二〇〇トンに減じられた。ラングーンの米管理官によれば、六月時点の輸出向け残存量は一万二〇〇トン、前年度よりの持越をあわせて六万五〇〇トンであった。ビルマ米需要が高まって、一月〜六月の輸出許可量は八八万トンにのぼった。さらにセイロンからは毎月三万トンの緊急要請があり、またインド人が多く在留する海峡植民地などに輸出する「余裕」も必要であった。このため輸出は再び禁止されたが、すでに与えた許可は取消さず、少量の積込も米管理官の裁量で「臨機」輸出が許可された。⁽²⁸⁾

ところが、輸出禁止が発表されると、数日にして価格は五五〇ルピーに下がり、なお下落の傾向が続いた。⁽²⁹⁾さらに、測ラングーン分館主任の報告によれば、価格は五六二ルピーに持ち直したが市場は「鈍調」であり、なお数日は「日和

見ノ傾向」にあつた。⁽²⁰⁾ 続報によれば、輸出許可停止は「一時的ノ性質」であり、しかも、許可停止の対象は新たな割当五〇六万トンに限られた。したがつて、輸出禁止措置は米価高騰に対する政府の「人気取り政策」とも評され、「大勢上甚シキ影響ナカルベク」と見られていたのである。

間もなく米管理官は、裁量により少量の輸出を許可した。⁽²¹⁾ ラングーン領事は一〇月、ある米管理官は、翌年も管理を継続するかは「甚タ疑問」とする「個人ノ意見」を述べたと外務省に報告している。すなわち、仮に継続しても、二二一年六月まで輸出許可は「極メテ自由」であり、当時の収穫予想によれば、「實際上何等制限ヲ加フル必要無キカ如く」とされ、十分の輸出余力が予想されていたのである。このため領事は、二二年度のビルマ米輸出は「一層自由ナルヘシ」と推測している。⁽²²⁾ さらに、ビルマ政府は二二年一月二五日から二二年度の残存米一〇万トンの輸出を許可し、また一二月には、「米収穫良好ノ事情」により、インド政府がビルマ米輸出制限を撤廃したとの続報が届いた。⁽²³⁾

こうして、一八年から断続的に続いたビルマ米の輸出制限・禁止は、二一年末に廃止された。翌二二年三月には、四月以降インド全般にわたる米の輸出解禁が公表されたのである。⁽²⁴⁾

二 仏印米輸出制限の撤廃

(1) 買付の展開と制限撤廃

一九一九年九月頃まで、仏印米の対日輸出は輸出制限のもとでも一定量を保持し(図1)、農商務省は同年半ば以降も買付を継続した。農商務省は八月、外務省に対し、輸出許可は受けていないが三井物産による買付がすでに一万三七四〇トンに達していると報告し、速やかな輸出許可が実現するよう交渉を依頼している。⁽²⁵⁾

同年秋から仏印米の輸出制限が緩和されていく。同年一〇月はじめに外務省は、サイゴン、ハイフオンの両名誉領事に、同年の作柄予想、輸出解禁の可能性と時期、および解禁不能の場合の特許制度の有無について調査するよう指示した。⁽²⁷⁾これに対するサイゴンからの回電は、「米作ハ将来良好ノ見込」というもので、さらに一二月一日から輸出は「十分自由タルベク想像セラル」との付記があり、農商務省へも通知された。⁽²⁸⁾外務省は、秋作は良好で「多分十二月中旬頃輸出解禁」と推測したのである。⁽²⁹⁾またサイゴン名誉領事の通信員は二月一五日、同月三〇日より仏印の米輸出が「総テノ国ニ向ヒテ自由」になると外務省に知らせている。一九日には、名誉領事サイゴン通信員、および名誉領事代理者から電報があり、翌二〇日から輸出は「自由」となった。⁽³⁰⁾

ただし外国人の買手には当初、買入金額の三分の一相当を金貨または銀貨で支払うという条件が付され、これは「適用頗ル困難ナルモノ」とみられた。⁽³¹⁾しかしこの条件は、一二月三一日のサイゴンよりの報告によれば契約総額の五分の一に減じ、翌二〇年一月には撤廃された。こうして二〇年初めには、仏印米の輸出は「全然自由」となったのである。⁽³²⁾このように、サイゴン米輸出の解禁、制限撤廃がすすみ、取引は「自由」となった。

(2) トンキン米の輸出制限撤廃

トンキン米は一九一九年九月から輸出が禁止されていたが、一二月には、翌年六月まで一〇万トンを限り輸出の特許が与えられることになった。⁽³³⁾農商務省は、一九年一月末からのトンキン米輸出「一部解禁」の情報を確認できず、香港、ハイフオンに照会して「回示」されるよう外務省に要請している。⁽³⁴⁾外務省が香港総領事に確認を依頼したところ、ハイフオンでは「特許」により輸出が許可されたとの情報に接したので、同地の名誉領事にその確認を求めている。⁽³⁵⁾香港総領事の回答は、トンキン米「夏米」約三万トンの輸出許可は「事実」とするものであり、一部輸出が許可されたと

の報告である。さらに秋米についても、なお「解禁」には至らないが、香港市場で取引されはじめていると報告し、さらに「一部ノ情報ニ依レバ秋米モ近々輸出許可ノ見込アル由」と、さらなる緩和を予想している。⁽²⁰⁾

しかし、トンキン米の輸出制限撤廃は、翌二〇年半ば以降に持ち越された。すなわち外務省には、六月にカンボジア産米が輸出解禁され、⁽²¹⁾また七月に、七、九月にトンキン米二万五〇〇〇トンの輸出が許可されたとの報告が入っている。⁽²²⁾さらに同年一月には、トンキン産米粉の輸出に「何等制限ヲ置カサル旨」の仏印総督令が公布され、輸出制限の「撤廃」を伝える在ハイフォン中村領事の報告が外務省にもたらされた。⁽²³⁾翌二月には、アンナン産米粉の輸出制限も撤廃されている。⁽²⁴⁾こうしてトンキン米の輸出も一九年末から制限・禁止が緩和され、二〇年半ばには一定量の輸出が許可され、同年末には制限撤廃となったのである。

ところで、図1によれば、一九年一〇月から仏印米の輸入は急減し、翌二〇年に入りさらに減少している。これは、仏印政府の輸出制限は緩和・撤廃されたが、日本国内では一九年産米の収穫が良好であり、外米需要が大幅に後退したることによるものであった。また、二〇年の八月、九月の端境期に一時、仏印からの輸入が増加したが、間もなく国内米作の記録的豊作により一時的なものとなった。

三 タイの米管理

(1) 早魃と米管理

一九一九年一〇月二十九日、在タイ西公使は外務省に、早魃による「大凶作」を次のように知らせた。米管理官によれば、輸出能力は「殆ど皆無」となった。

当国ニ於ケル本年度米作柄ハ其後旱魃ノ為メ形勢俄ニ一変シ、今次「アユチャ」州ノ視察ヲ遂ゲテ帰レル米管理官ガ八月廿八日本官ニ語ル処ニ抛レバ、同州ハ例年暹羅国輸出米ノ半額ヲ寄与スル大産地ナルガ、本年作付面積ノ(不明)害ハ早害ヲ蒙リ近年ニ例無キ大凶作ナリ、其他各州何レモ凶作ノ情報ニ接シ居リ、自分ノ意見ニテハ本年度ノ輸出能力ハ殆ト皆無ナル可シ⁽²⁵⁾

米管理官は、收穫予想粳一三五万トン、国内消費二二〇万トン、種粳一五万トンと「差引キ余裕ナキ」状態であり、「若干ノ輸出ヲ許ス」ことがあつても年間一〇〇二〇万トンを超えることはない⁽²⁶⁾と述べ、さらに一月二七日には、「多少」の碎米輸出を認めるが、「各地ハ殆ンド飢饉ノ状態」であり、二一年度に入るまで「輸出ハ絶対ニ不可能ナリ」と語つた⁽²⁷⁾という。

このため、例えば三井物産が買い付け、まだ許可がおりていなかった五二四〇トンは、引き続き輸出できず、うち三五〇〇トンは同社により現地で「随意所分」されることになった。残りの一七四〇トンはなお農商務省が管理することになったが、輸出解禁の「望少キ」ため同省は「至急処分シ度キ意嚮」であつた⁽²⁸⁾。

こうして米管理局は、一九年二月から二〇年二月まで輸出禁止を告示した。さらに、一月二九日の告示により、禁輸の例外として認められた粉米、碎米なども禁輸となつたとの報が公使からあつた。一九年末からタイ米も、ビルマ米などに続いて禁輸となつたのである⁽²⁹⁾。

(2) 米管理法

さらに一九二〇年三月には、米管理法が發布され即日施行された⁽³⁰⁾。同法は、輸出する「剰余ナキコト」が「確定的」になつたため、国内貯蔵米の分配、不正輸出の対策を目的とするものであつた。すなわち、①生産者・商人のもとにある総て

の米を「貯蔵登録」し、②総ての貯蔵米を監督・検査し、③米所蔵最大量を規定して貯蔵を制限し、④米売買最高・最低価格により米価の調節をはかり、⑤食糧用・種子用・保存用米貯蔵のため一定の土地を保留し、⑥「一般公衆」への売却・配給のため買付米の徵発を命じることなどを定めている。四月には籾・白米最高価格を公定し、各地方の公定価格で米の売却を強制し、移動を禁止し、次の收穫期まで生産者・消費者・米商人の保存最大量を定めた。また「供給自衛」のため、国境地方の米移動を管理する規則を定めた。これらは二〇年の收穫期まで継続された。⁽²¹⁾

しかし二〇年一二月、タイ政府は翌年六月までの輸出量を四〇万トンとしてバンコクからの輸出許可を告示し、二一年一月には米管理に関する諸規程をすべて撤廃した。⁽²²⁾ここに約一年ぶりに、バンコクからの輸出が再開することになった(図3)。二一年一月、ビルマと仏印の豊作、外国の需要に対するタイ国内のストック量から、政府の監督が不要になったことは「明瞭」となり、米穀管理は廃止されたのである。⁽²³⁾米管理制度のもとで米価は低落し安定していた(図2)。輸出制限は継続されたが、一九年九月には日本のタイ米輸入量は急減し、さらに二〇年に入り微量になった(図1)。輸出禁止、米管理はなお継続していたが、日本の外米需要も急速に縮小したのである。

四 香港における日本の需要後退

一九二〇年における香港経由の対日再輸出をみよう。⁽²⁴⁾日本国内の豊作による外米需要の低迷は、香港における取引を後退させた。香港総領事は二〇年五月、米価の暴落、諸外国の「注文皆無」を伝え、「香港米市場ノ危機」を報告している。⁽²⁵⁾同年六月には、マニラの輸入業者が外米産地での買付を活発化したため入港が減少したが、七月以降はサイゴン米・タイ米のマニラ向け輸出が活発になった。また、サイゴン碎米は広東・厦門・澳門、トンキン米は上海、ラングー

ン糯米は華南方面へ輸出された。

しかし、対日輸出はその後も不振が続き、七、八月の「本邦市況」は「愈々悪化」した。一月には日本の輸入米関税が免除され一時対日輸出が増加したが、秋には記録的豊作予想により定期市場は暴落した。また「見越買」による在荷が「夥多」となって同月以降は注文がなくなり、僅かに少量の碎米輸出のみとなった。こうして、香港における対日輸出も大きく後退することになった。香港総領事代理大森元一郎は、国内産米の供給増加に加えて、二〇年恐慌による「経済的危機及金融逼迫」の影響を外務省に報告している。⁽²⁸⁾

こうして、東アジアの米需給は逼迫から緩和に向かい、香港には滞貨も生じるようになった。二一年四月、香港総領事は次のように報告している。

一千九百二十年に於ては世界各地共に米の不足に苦しみたるが、昨年印度に於て適當の季節風あり稲作頗る良好にして、目下在米一、〇〇〇、〇〇〇噸に達し、……其他日本、朝鮮、暹羅及西貢等皆豊作にして、……昨年一月に於て世界市場に送り出し得べき東洋米は一、八五〇、〇〇〇噸に過ぎざりしが、本年一月には其額三、〇五〇、〇〇〇噸の多きに達せり、……緬甸米一〇〇、〇〇〇噸以上の滞貨あるを以て一ヶ年以前の如く買氣旺盛ならずして、東洋市場は米の供給過多の現象を示し昨年(29)の如き米不足の虞なし

しかし、このような「当地在米過剰ノ現象」については、「永統スヘキモノニアラス」との見方もあった。すなわち、将来、トンキン米・サイゴン米供給の限界、日本の食糧不足による「多量ノ注文」が予想され、また米国や欧州向け輸出の「前途ハ頗ル好望」であるため、香港米市場は再び「前日ノ活況ヲ呈シ價格ハ騰貴スヘ」きとする期待や警戒もあつたのである。⁽²⁹⁾

おわりに

一九一七―一八年の二年連続の不作は、不足補填の最終的な手段である外米の需要を急増させた。しかし、一九一九年の外米輸入は円滑にすまなかつた。それは、輸送船の徴発など戦時固有の事情によるものもあつたが、水害・旱魃による凶作など自然条件にも起因していた。一九〇〇年前後から外米輸入は恒常化し、豊作でない限り輸入米への依存が本格化した。しかし、円滑かつ確実な輸入は、一〇年代末になると動揺するようになった。

ただし、主要な外米供給地は英領ビルマ、仏領インドシナ、タイなど複数あり、また中継港香港などを経由した輸入もあつた。一八年一〇月からインドの輸出禁止措置によりビルマ米の供給が途絶し、続いて翌一九年六月にはタイ米の輸出が禁止された。しかし仏印においては、一八年一二月に米の輸出を禁じる植民省令が公布されたが、実際には対日輸出が許可され輸出が継続した。また仏印米やタイ米は香港にも輸出されたが、香港からの再輸出には制約がなく対日再輸出が活発に展開した。仏印米生産には大きな落ち込みはなく、対日輸出も一八年前半から一九年秋にかけて、種々の条件が付されることもあつたが、ほぼ順調に展開した。また一九年末のサイゴン米輸出の急減は、日本国内の豊作により、大きな影響をもたらさなかつた。凶作などによるビルマ米、タイ米供給の制約を仏印米が補う形で、この時期の日本への外米供給は維持されたといえよう。

産地や英仏本国に駐在する外交官は、この間、外米の円滑かつ確実な輸入の実現のため、産地の作柄や需要、市場の動向、現地・本国政府の貿易政策などについて、現地で調査・収集した多様な情報を日本本国に伝え、また外務省の指示にしたがつて輸出制限の緩和や禁止の解除を求めて交渉にあたつた。外務省の指示に対する意見や助言なども頻繁で

あり、外米輸入の実現に有効な方策を模索した。同時期の『通商公報』には、各地の外交官の報告が掲載されているが、「外務省記録」に綴られた、日々作成された諸書類からは、報告書作成にいたる、試行錯誤を含めた外交官の多様な活動が明らかになる。

二〇年になると産地の輸出制限・禁止は緩和され撤廃に向かう。ビルマ米輸出の制限は、二〇年半ばには緩和しはじめ、また仏印米についても、二〇年一月にはサイゴン米、同年末にはトンキン米の輸出制限が撤廃された。タイでは米管理が続いたが、やはり二〇年末には輸出が再開している。こうして、産地側の輸出制限は緩和したが、日本本国では一九年秋の豊作が確定するにしがたい、外米需要は減退することになった。つまり、制限は緩和・撤廃されていったが、需要減退により輸入は急速に縮小していったのである。

一八〜一九年の需給逼迫は、日本に限られた現象ではなかった。同時期に、日本では二年続きの不作、インドでは一八年の凶作、タイでも一七年の不作が重なり、各地で不足が生じて産地には需要が殺到し、米価が急騰することになった。各産地においては、外米の供給条件がめまぐるしく変化し、産地側の政府は輸出制限・禁止、価格公定などの措置により需給逼迫、価格高騰に対処しようとした。ビルマはそれらが徹底して米価の上昇は抑制されたが、禁輸直前のタイ米、一部輸出許可された仏印米の価格は高騰した。このため、輸入依存度が高いシンガポールでは米価が騰貴し、バングラデシュにおいてタイ米輸入を安価に実現するための交渉が繰り返された。²⁰⁾

日本政府は比較的潤沢な資金によって輸入をすすめて、農商務省の指示をうけた指定商が積極的な買付を展開したが、積出しが制限・禁止されることもあった。しかし許可されれば、仕入価格がある程度高騰しても買付をすすめて対日輸出を実現した。一九年には仏印米の輸出が大きく落ち込んだが(表3)、対日輸出は前年より減少しながらも香港に次ぐ位置となり、相当量の輸入に成功している。さらに、香港経由の仏印米再輸出も大量にあった。輸出許可相当分が加

算され仕入価格が高騰しても、逆鞘を補償された指定商は積極的に買い付けたのである(図2)。

すなわち、「農商務省〔の予備費支出〕が陸海軍両省を抜き、爾余の各省とは全く比較にならざる程の莫大なる経費を支出せるは全く破天荒の事実にして、其主要原因が外米の買附けに売出供給に存するはいふ迄もなき所」と指摘されたように、外米の購入には巨額の買付資金が投じられた。また、外米産地の米価高により、「政府損失に帰する差額負担は莫大の額に達」したが、農商務省は、「数量の不足を調節する為には如何なる犠牲をも払ふ必要あり、外米価格の高低の如きは論ずるの限りにあらず」と、損失を度外視して、供給量の増加を最優先した。また、原首相も一九年一月、「政府の買入たる外米は百二、三十万石(一八万トン)にして値は日本に於ける売値の倍以上のもの之あり」、などと述べており、一九年秋には高価格で外米買付をすすめたのである。おそらく、シンガポール政府高官の対日批判は、このような日本のタイ米・仏印米買収に接してのことであったといえよう。また一九年に、香港の米輸入が急減する一方で拡大した対日再輸出は、同年半ばからの香港の米需給逼迫、米価高騰を促したといえる。

ところで原は一九年一〇月、「第一の〔外米〕産地たる蘭貢は輸出を禁止し暹羅も同様他は制限と言ふ有様にて、金あるも容易に米は得られず」とも述べている。売値の「倍以上」の逆鞘で外米を買い付けたものの、「金」さえあれば買い付けて輸入できるという補償はなかったのである。一九年一〇月は、豊作の収穫予報がほぼ確定する時期であり、原の憂慮は間もなく杞憂に終わるが、めまぐるしく変わる外米輸入をめぐる産地側の諸事情は、輸入国には予測が困難であった。最終的な不足補填を外米に依存する限り、この不確実性は克服できない課題であることが現実のものになったのである。

注

〔凡例〕外務省外交史料館所蔵の「外務省記録」については、判明

する範囲で、引用資料の、①タイトル、②書類番号、③作成年月日、④差出↓受取、を記し(④は記載のママ記した)。当

該資料が収められている一件書類に番号を付し「」で括った(国立公文書館アジア歴史資料センターによる各件名の分割番号も付記した)。それぞれの一件書類の件名タイトルを表8に示した。なお同表には、分割番号、リファレンスコード、および各一件書類を所収する簿冊のタイトル、番号を併記した。

- (1) 以下、大豆生田稔『近代日本の食糧政策』ミネルヴァ書房、一九九三年、第三章による。
- (2) 一九二〇年に農商務省が調査結果を刊行した『外米ニ関スル調査』は、産地における凶作と輸出禁止・制限、米生産と取引の管理、米価の騰貴、輸送条件の変化などを概観している。また、前掲、大豆生田『近代日本の食糧政策』の記述(二五八〜二五九頁)も本資料などによっている。
- (3) さしあたり、角山栄編著『日本領事報告の研究』同文館、一九八六年。
- (4) 米穀年度(前年一月〜当年一〇月)。
- (5) 「日本内地ニ於ケル米生産額」一九一八年一月「4」1。
- (6) 前掲、大豆生田『近代日本の食糧政策』一七一頁。
- (7) 「蘭貢米輸入ニ関スル件」一九一八年一月二日、本野大臣↓在本邦英国大使「4」1。
- (8) 農商務省『外米ニ関スル調査』一九二〇年、一三二〜一三三頁、台湾銀行調査課『米ニ関スル調査』一九二二年、三三頁。
- (9) 前掲『外米ニ関スル調査』一六七〜一七〇頁。
- (10) 同前、三二〜三三頁。
- (11) 前掲『米ニ関スル調査』四頁。
- (12) 前掲『外米ニ関スル調査』三〜四頁。
- (13) 同前、二九頁。
- (14) 台湾総督府官房調査課『西貢米の調査(南支那及南洋調査第九十八号)』一九二五年、二〇頁。
- (15) 前掲『外米ニ関スル調査』三八〜四〇頁。
- (16) 「米穀及家畜輸出禁止ニ関スル件」公第八二号訳文、一九一四年八月一三日、在サイゴン名譽領事エ・サリネージ↓外務次官松井慶四郎「1」。
- (17) 報送第一二七二号、一九一四年二月二日「1」。
- (18) 第六七号、一九一九年三月一日、松井大使↓内田外務大臣「1」。
- (19) 前掲『外米ニ関スル調査』八四頁。
- (20) 「盤谷海運界ト本邦船舶」領信第一一号、別紙、一九一七年二月一三日、在盤谷領事高橋清一↓外務大臣子爵本野一郎「3」。
- (21) 農第一一一八〇号、一九一七年二月一七日、農商務次官上山満之進↓外務次官幣原喜重郎「4」1。
- (22) 第二号、一九一八年一月一三日、鮭延総領事↓本野外務大臣「5」。
- (23) 「英領印度米穀輸出ニ関スル件」公信第一八号、一九一八年二月二日、在カルカッタ総領事鮭延信道↓外務大臣法学博士子爵本野一郎「5」、外務省通商局『通商公報』第五〇八号、一九一八年四月一日、一三五頁。

表8 「外務省記録」の件名・簿冊タイトル

	件名タイトル	年	月	リファレンスコード	分割	簿冊タイトル	簿冊番号
[1]	「仏領印度支那ヨリ 蘭領印度支那へ米穀 輸出禁止ニ関スル件 大正四年十月」	1915	10	B11100446700		「欧州戦争ノ経済貿易ニ及ホス影 響報告雑件ノ英国輸出禁制品ニ 関スル件ノ仏領印度支那」	B-3-4-2-50_17_1
[2]	「仏領印度支那ヨリ 米輸出方ニ関スル件 大正四年十一月」	1915	11	B11100446900	分割1	「欧州戦争ノ経済貿易ニ及ホス影 響報告雑件ノ英国輸出禁制品ニ 関スル件ノ仏領印度支那」	B-3-4-2-50_17_1
				B11100447000	分割2		
				B11100447100	分割3		
				B11100447200	分割4		
[3]	「盤谷海運界ト本邦 船舶ニ関スル報告書 送付ノ件 大正六年 三月」	1917	3	B11092693300		「航運業ニ関スル報告 第五卷」	B-3-6-4-21_006
[4]	「蘭貢米輸入交渉ニ 関スル件 大正六年 十二月」	1917	12	B11100365200	分割1	「欧州戦争ノ経済貿易ニ及ホス影 響報告雑件ノ英国輸出禁制品ニ 関スル件 第十五卷」	B-3-4-2-50_13_015
				B11100365300	分割2		
[5]	「緬甸米輸出禁止ニ 関スル件 大正七年 一月」	1918	1	B11100407500		「欧州戦争ノ経済貿易ニ及ホス影 響報告雑件ノ英国輸出禁制品ニ 関スル件ノ印度(「カルカッタ」、 孟買、「コロンボ」) 第四卷」	B-3-4-2-50_13_5_004
[6]	「湯浅商店備船 Tobolsk並ニ Indighirka解放交渉 方ニ関スル件 大正 七年四月」	1918	4	B11092470300		「船舶雇備関係雑件 第一ノ二 卷」	B-3-6-3-48_002
[7]	「本邦向米輸出方ニ 関スル件 大正七年 十一月」	1918	11	B11100384700	分割1	「欧州戦争ノ経済貿易ニ及ホス影 響報告雑件ノ英国輸出禁制品ニ 関スル件ノ香港 第二卷」	B-3-4-2-50_13_1_002
				B11100384800	分割2		
[8]	「日本向暹米輸出方 ノ件 大正七年十二 月」	1918	12	B11100252300	分割1	「欧州戦争ノ経済貿易ニ及ホス影 響報告雑件ノ独、支、蘭、丁、亜、 暹、智、墨、西、玖馬、巴奈馬、 白、波斯、南阿、羅、輸出入禁 制品ニ関スル件 第三卷」	B-3-4-2-50_7_003
				B11100252400	分割2		
[9]	「印度米本邦輸入方 ニ関スル件 大正七 年十二月」	1918	12	B11100408800	分割1	「欧州戦争ノ経済貿易ニ及ホス影 響報告雑件ノ英国輸出禁制品ニ 関スル件ノ印度(「カルカッタ」、 孟買、「コロンボ」) 第五卷」	B-3-4-2-50_13_5_005
				B11100408900	分割2		
				B11100409000	分割3		
[10]	「大和丸積込西貢米 本邦へ輸出方ノ件 大正七年十二月」	1918	12	B11100447300		「欧州戦争ノ経済貿易ニ及ホス影 響報告雑件ノ仏領印度支那」	B-3-4-2-50_17_1
[11]	「印度政府ノ食料品管 理計画ニ関スル件 大正七年十二月」	1918	12	B11100503900		「欧州戦争ノ経済貿易ニ及ホス影 響報告雑件ノ中立国及交戦国ノ 戦時経済政策調査 第十四卷」	B-3-4-2-50-18_014
[12]	「暹羅米輸出方ニ関 スル件 大正八年八 月」	1919	8	B11100257700	分割1	「欧州戦争ノ経済貿易ニ及ホス影 響報告雑件ノ独、支、蘭、丁、亜、 暹、智、墨、西、玖馬、巴奈馬、 白、波斯、南阿、羅、輸出入禁 制品ニ関スル件 第四卷」	B-3-4-2-50_7_004
				B11100257800	分割2		
[13]	「香港穀物条例(Rice Ordinance)ニ関ス ル件 大正八年九 月」	1919	9	B11100523700		「欧州戦争ノ経済貿易ニ及ホス影 響報告雑件ノ中立国及交戦国ノ 戦時経済政策調査 第十八卷」	B-3-4-2-50-18_018
[14]	「緬甸米輸出ニ関ス ル件 大正九年三 月」	1920	3	B11100406900		「欧州戦争ノ経済貿易ニ及ホス影 響報告雑件ノ英国輸出禁制品ニ 関スル件ノ印度(「カルカッタ」、 孟買、「コロンボ」) 第三卷」	B-3-4-2-50_13_5_003
[15]	「海外各地米相場報 告 香港 盤谷 海 防 蘭貢及西貢等」			B11091434300	分割1	「各国米穀諸状況調査雑件 第一 卷」	B-3-5-2-221_001

注：簿冊番号は、外務省外史資料館所蔵「外務省記録」の簿冊番号。リファレンスコード、分割は、国立公文書館ア
ジア歴史資料センターによる。

- (24) 前掲『外米ニ関スル調査』二二三頁。
- (25) 米第八四二号、一九一九年二月八日、農商務大臣山本達雄
↓外務大臣子爵内田康哉「9」11。
- (26) 米第三九一号、一九一八年七月四日、農商務次官上山満之進
↓外務次官幣原喜重郎「4」11。
- (27) 通送第二二九号、一九一八年七月六日、後藤大臣↓在本邦英
国大使「4」11。
- (28) 『東京朝日新聞』(以下、『東朝』と略す)一九一八年二月一七日、
朝刊、四頁、および、『東朝』一九一八年五月一〇日、朝刊、三頁。
- (29) 前掲、通送第二二九号、および、前掲、米管第八四二号。
- (30) 米第四〇〇号、一九一八年七月八日、農商務大臣仲小路廉↓
外務大臣男爵後藤新平「4」11、第三七六号(第三四号)、
一九一八年七月九日、後藤大臣↓在英珍田大使(在シムラ鯉
延領事)「4」11。
- (31) 「印度米輸出禁止方ニ関スル件」通機密送第一一四号、
一九一八年七月八日、後藤大臣↓在本邦英国大使「4」11。
- (32) 第四一号、一九一八年七月一六日、鯉延総領事↓後藤外務大
臣「4」11。
- (33) 第四五号、一九一八年八月三日、鯉延総領事↓後藤外務大臣
「4」11。なお、このように、外務省に入る外米輸入に關す
る諸情報は、農商務省にも転送されている。例えば、この鯉延
総領事の電報の写は、八月六日に農商務大臣宛てに送付され
た(「蘭貢米輸出特許停止ノ件」機密送第一七九号、一九一八
年八月六日、外務大臣↓農商務大臣「4」11)。
- (34) (35) 米管第七七四号、一九一八年七月二九日、別紙、農商務
省臨時外米管理部長片山義勝↓外務省通商局長「4」11。
- (36) 前掲、米第八四二号。
- (37) 第四五六号(第三六号)、一九一八年八月一四日、大臣↓在英
珍田大使(在シムラ鯉延総領事)「4」11。
- (38) 「印度米ノ日本向輸出特許ニ関スル件」通送第二六四号、
一九一八年八月一六日、大臣↓在本邦英国大使「4」11。
- (39) 「蘭貢米積出ニ関スル件」通送第二二六一号、一九一八年九月
二〇日、埴原局長↓農商務省岡商工局長「4」11。
- (40) 一九一八年四月二三日、木島領事↓後藤外務大臣「2」11。
- (41) 第六七号、一九一九年三月一日、松井大使↓内田外務大臣
「2」12。
- (42) 「書簡」一九一八年八月二八日、指定商加藤周三郎↓農商務省
臨時米穀管理部長「2」11。
- (43) 米管第一二一八号、一九一八年九月二日、農商務省臨時米穀
管理部長片山義勝↓外務省通商局長植原正直「2」11
- (44) 第三九号、一九一八年九月三日、後藤大臣↓在新嘉坡山崎領
事「2」11、および〔無題〕一九一八年九月三日、幣原次官
↓在西貢名譽領事「2」11。
- (45) 『通商公報』第五一六号、一九一八年五月九日、四九三頁。
- (46) 「電信案(平)」一九一八年一月三〇日、内田大臣↓在海防
名譽領事「2」11。

- (47) 第一七五号、一九一八年二月三〇日、内田大臣↓在仏松井大使〔2〕-1。
- (48) 「訳文」一九一八年二月一日、在海防名誉領事ルネ・サン↓〔2〕-1。また、一〇月收穫米のうち一〇万トンが輸出可能であり、「正確ニ大取引」できるのはハイフォンのジュラン・ドレヴァール商会であると付記している。
- (49) 第六四一号、一九一八年二月二日、松井大使↓内田外務大臣〔2〕-1。
- (50) 「電信案(平)」一九一八年二月三日、内田大臣↓在海防在西貢名誉領事〔2〕-1。
- (51) 「大和丸積込西貢米本邦輸出方ノ件」通送第八二号、一九一八年二月三日、内田大臣↓在本邦仏国臨時代理大使〔10〕。
- (52) 「大和丸積込西貢米本邦輸出方ノ件」一九一九年一月三日、内田大臣↓在本邦仏国大使〔10〕。
- (53) (54) 第一二号、一九一八年四月六日、本野大臣↓在香港鈴木総領事〔6〕、および、(メモ) (合名会社湯浅商店東京支店栄道鉄郎名刺)、同上付属。
- (55) 第四一号、一九一八年四月一〇日、鈴木総領事↓本野外務大臣〔6〕、第四二号、一九一八年四月一日、鈴木総領事↓本野外務大臣〔6〕。
- (56) 「湯浅備船ニ関シ当地政庁トノ交渉経過報告ノ件」機密第五号、一九一八年四月一三日、在香港総領事館総領事鈴木栄作↓外務大臣法学博士子爵本野一郎〔6〕。
- (57) 「本邦人ノ備船ニ係ル露国義勇艦隊ノ英国政府ニ徴発セラレタル事情ニ関スル件」船第五九〇号、一九一八年五月八日、通信大臣男爵田健治郎↓外務大臣男爵後藤新平〔6〕。
- (58) 第二三九号、一九一八年五月九日、後藤大臣↓在英珍田大使〔6〕。
- (59) 第四六二号、一九一八年六月二三日、珍田大使↓後藤外務大臣〔6〕。
- (60) 第一二号、一九一八年四月六日、本野大臣↓在香港鈴木総領事〔6〕。
- (61) 「一九一九年ヨリ一九二一年ニ至ル暹羅国米管理」〔千九百十九年ヨリ千九百二十一年ニ至ル暹国米管理ニ付報告ノ件〕通公第五九号、一九二一年七月一九日、在暹特命全權公使政尾藤吉↓外務大臣伯爵内田康哉〔12〕-2。タイ商務省商業奨励委員会が作成した報告書「千九百十九年ヨリ千九百二十一年ニ至ル暹国米管理」(タイ文、英文)を政尾公使が「訳報」したもの。
- (62) 表4の年度は当年四月〜翌年三月の一年間と推測できる。日本のタイ米輸入は一九年はじめに急増するが(図1)、表4ではその多くは一八年度に含まれていると思われる。
- (63) 「盤谷海運界ト本邦船舶」(盤谷海運界ト本邦船舶ニ関スル報告ノ件)領信第一号、一九一七年二月一三日、在盤谷領事高橋清一↓外務大臣子爵本野一郎〔3〕。
- (64) タイ米について、一九一八年には日本の輸入量をタイの輸出

量が上回っている。これは、香港経由が少なく、また貿易統計の年度の始期・終期の違いによるものである。

- (65) 『通商公報』臨時増刊第六号、香港貿易年報、八二六頁。
- (66) 外務省通商局『香港事情』啓成社、一九一七年、二三七頁。
- (67) 『東朝』一九一八年一〇月九日、朝刊、三頁。
- (68) 第六五九号、一九一八年一月二九日、大臣↓在英珍田大使「9」-1。
- (69) 『東朝』一九一八年二月二日、朝刊、四頁。一九一八年末にはほぼ途絶するビルマ米の輸入についても、「蘭貢米の解禁は非常に有望」とみられていた(『東朝』一九一九年二月二八日、朝刊、四頁)。
- (70) 以下、前掲、大豆生田『近代日本の食糧政策』第三章。
- (71) 『東朝』一九一九年五月一七日、朝刊、四頁。
- (72) 『東朝』一九一九年六月四日、朝刊、二頁。立憲政友会政務調査会長三土忠造の談。
- (73) 一九一八年、勅令第九二号第一条第一号。
- (74) 第六一号、一九一八年一〇月一四日、鮭延総領事↓内田外務大臣「4」-1。
- (75) (76) 『印度政府ノ食料品管理計画ニ関スル件』公信第一二六号、一九一八年一〇月一五日、在カルカッタ総領事鮭延信道↓外務大臣子爵内田康哉「11」。
- (77) (78) 米第八四二号、一九一八年二月一八日、農商務大臣山本達雄↓外務大臣子爵内田康哉「9」-1。
- (79) 前掲、米第四〇〇号。日系商社による米国、キューバへの輸出が活発化した。三井物産による南米・キューバへの外米輸出については、三井文庫監修『三井物産支店長会議議事録』(以下、『支店長会議』と略す) 12、一九一八(大正七)年(丸善、二〇〇四年)一九九〜二〇一頁。
- (80) 鈴木商店は指定商として対日輸出に従事したが、独自に米国にも輸出していた。
- (81) 『御願』一九一八年二月二六日接「4」-2。
- (82) 第六五六号、一九一八年一月二七日、内田大臣↓在英珍田大使「4」-2。
- (83) 第一〇九二号、一九一八年二月六日、珍田大使↓内田外務大臣「4」-2。
- (84) 『英文電報』(『蘭貢米輸出許可取消ニ関スル件』一九一八年一月九日、合名会社鈴木商店支配人西川文蔵↓外務省通商局長事務取扱松田道一「4」-2)。
- (85) 第二号、一九一九年一月二七日、鮭延総領事↓内田外務大臣「9」-1。
- (86) 第五号の二(第五号、一九一九年二月六日、鮭延総領事↓内田外務大臣「9」-2)。
- (87) 第五四号、一九一九年一月三一日、永井代理大使(ロンドン)↓内田外務大臣「9」-1。
- (88) Department of Statistics, India, *Final General Memorandum on the Rice crop of 1918-19*, Calcutta, February 21, 1919, [6]

- 12.
- (89) 第九号、一九一九年二月二四日、鮭延総領事↓内田外務大臣
[9] 12。
- (90) 第四号、一九一九年一月三〇日、鮭延総領事↓内田外務大臣
[9] 11。
- (91) 「電信案(暗)」第一号、一九一九年二月一日、内田大臣↓在
カルカッタ鮭延領事[9] 12。
- (92) 第五号、一九一九年二月六日、鮭延総領事↓内田外務大臣
[9] 12。
- (93) 第七二号別電、一九一八年二月一九日、鮭延総領事↓内田
外務大臣[9] 11。
- (94) 前掲、第五号。
- (95) 「電信案(暗)」第三号、一九一九年三月八日、内田大臣↓在
カルカッタ鮭延総領事[9] 12。
- (96) 「電信案(暗)」第一六号、一九一九年一月九日、内田大臣↓
在英珍田大使[9] 11。
- (97) 「電信案(暗)」第二〇号、一九一九年七月七日、内田大臣↓
在カルカッタ(シムラ)鮭延総領事[9] 12。
- (98) 「蘭貢米事情」(前掲「電信案(暗)」第二〇号、付属[9] 12)。
第六一号、一九一九年八月八日、鮭延総領事↓内田外務大臣
[9] 12。
- (100) 前掲「支店長会議」13、一三七頁。
- (101) 前掲「一九一九年ヨリ一九二一年ニ至ル暹羅国米管理」。
- (102) 前掲「支店長会議」13、一三七頁。
- (103) 「通商公報」第六一四号、一九一九年四月二八日、三四二頁。
- (104) (105) 前掲「一九一九年ヨリ一九二一年ニ至ル暹羅国米管理」。
- (106) 第二号、一九一九年一月一七日、西公使↓内田外務大臣
[8] 11。
- (107) 「電信案(暗)」第一号、一九一九年一月一八日、内田大臣↓
在暹西公使[8] 11。
- (108) 「暹羅米輸出禁止ノ噂ニ関スル件」通機密送第二九号、
一九一九年一月二四日、田中通商局長↓農商務省道家米穀管
理部長[8] 11。
- (109) 「暹羅米輸出禁止制限沙汰止ニ関スル件」通機密公第二号、
一九一九年一月二七日、在暹特命全權公使西源四郎↓外務大
臣子爵内田康哉[8] 11。
- (110) 「鈴木商店買付暹米輸出ノ件」通送第二〇五号、一九一九年二
月一七日、田中通商局長↓農商務省道家米穀管理部長[8] 11。
- (111) 前掲「暹羅米輸出禁止制限沙汰止ニ関スル件」。
- (112) 「暹米価格調節ニ関シ海峽殖民地糧食管理官当国政府へ交渉ノ
顛末報告ノ件」通公第一〇号、一九一九年一月三十一日、在暹
特命全權公使西源四郎↓外務大臣子爵内田康哉[8] 11。
- (113) 前掲「支店長会議」13、一三八頁。
- (114) 前掲「暹米価格調節ニ関シ海峽殖民地糧食管理官当国政府へ
交渉ノ顛末報告ノ件」。
- (115) (117) 「英領馬來糧米供給問題及暹米輸出能力ニ関シ海峽殖民

- 地書記官長ノ演說要領報告ノ件」通公第二九号、一九一九年四月二二日、在暹特命全權公使西源四郎↓外務大臣子爵内田康哉〔8〕1。
- (118) 前掲「暹米價格調節ニ関シ海峽殖民地糧食管理官当国政府へ交渉ノ顛末報告ノ件」。
- (119) 前掲「一九一九年ヨリ一九二一年ニ至ル暹羅国米管理」。
- (120) 前掲「支店長會議」13、一三八〜一三九頁。
- (121) 第五二号、一九一九年六月一四日、西公使↓内田外務大臣〔8〕12。
- (122) 米管第二三六号、一九一九年六月一七日、農商務省臨時米穀管理部長道家斉↓外務省通商局長田中都吉〔8〕12。
- (123) 「電信案(暗)」第二二二号、一九一九年六月一八日、内田大臣↓在暹羅西公使〔8〕12。
- (124) 「別電」第五八号、一九一九年六月二二日、西公使↓内田外務大臣〔8〕12。
- (125) 「無題」一九一九年六月二二日、西公使↓内田外務大臣〔8〕12。
- (126) 第六五号、一九一九年七月四日、西公使↓内田外務大臣〔8〕12。
- (127) 第六七号、一九一九年七月八日、西公使↓内田外務大臣〔8〕12。
- (128) 第六九号、一九一九年七月九日、西公使↓内田外務大臣〔8〕12。
- (129) 米管第三三四号、一九一九年七月一二日、農商務大臣山本達雄↓外務大臣子爵内田康哉〔8〕12。
- (130) 第七〇号、一九一九年七月一三日、西公使↓内田外務大臣〔8〕12。
- (131) 第二八号、一九一九年七月二二日、内田大臣↓在暹西公使〔8〕12。
- (132) 第七八号訂正、一九一九年七月三一日、西公使↓内田大臣〔12〕1。
- (133) 秘機密第一〇号、一九一九年八月二日、農商務大臣山本達雄↓外務大臣子爵内田康哉〔12〕1。
- (134) 第三〇号、一九一九年八月四日、大臣↓在暹西公使〔12〕1。
- (135) 第八七号、一九一九年八月二二日、西公使↓内田外務大臣〔12〕1。
- (136) 第九一号、一九一九年八月三一日、西公使↓内田外務大臣〔12〕1、「米輸出禁止令ノ効力ヲ引続キ本季收穫ニ及ホス旨米管理會議告示送付ノ件」通公第五一号、一九一九年九月一日、在暹特命全權公使西源四郎↓外務大臣子爵内田康哉〔12〕1。
- (137) 「暹米日本輸出ノ件ニ関スル当国外務省トノ往復写ノ件」通公第五三三号・送第二二七八号、一九一九年九月五日、在暹特命全權公使西源四郎↓外務大臣子爵内田康哉〔12〕1。
- (138) 第一〇九号、一九一九年一〇月六日、西公使↓内田外務大臣〔12〕1。
- (139) 第六七号、一九一九年三月一日、松井大使↓内田外務大臣

- 〔2〕 1. 2.
- (140) 「外米輸入問題」一九一九年二月一日「2」 1. 3.
- (141) 前掲、第六七号、一九一九年三月一日。
- (142) 第六四号、一九一八年九月七日、山崎領事（新嘉坡）↓後藤外務大臣「2」 1. 1.
- (143) 米第一八八号、一九一九年三月一日、農商務省臨時米穀管理部長道家斉↓外務省通商局長田中都吉「2」 1. 2.
- (144) 第八二号、一九一九年三月一日、松井大使↓内田外務大臣「2」 1. 2.
- (145) 第一〇〇号、一九一九年三月二七日、松井大使↓内田外務大臣「2」 1. 2、「仏領印度支那米本邦向輸出方ニ関スル件」機密通送第九〇号、一九一九年三月二日、通商局長↓農商務省道家米穀管理部長「2」 1. 2.
- (146) 米管第二〇一号、一九一九年五月二八日、農商務省臨時米穀管理部長道家斉↓外務省通商局長田中都吉「2」 1. 2.
- (147) 第二三九号、一九一九年五月二九日、内田大臣↓松井大使「2」 1. 2.
- (148) 前掲、第一九三号。
- (149) 第三二二号、一九一九年七月一七日、内田大臣↓在仏松井大使「2」 1. 2.
- (150) 第二〇三号、一九一九年七月二二日、松井大使↓内田外務大臣「2」 1. 2.
- (151) (152) 第二三一号、一九一九年八月二八日、松井大使↓内田外務大臣「2」 1. 3.
- (153) 前掲「外米輸入問題」。
- (154) 第二三五号、一九一九年九月一日、松井大使↓内田外務大臣「2」 1. 3.
- (155) 第二三七号、一九一九年九月二日、松井大使↓内田外務大臣「2」 1. 3.
- (156) 「鉱石及穀物輸出ニ関スル印度支那總督トノ交渉ニ関スル件」一九一九年九月三日、三井物産株式会社総務課長↓外務省通商局長田中都吉「2」 1. 3.
- (157) 第二三八号、一九一九年九月四日、松井大使↓内田外務大臣「2」 1. 3.
- (158) 米管第五二二号、一九一九年九月一日、農商務省臨時米穀管理部長道家斉↓外務省通商局長田中都吉「2」 1. 3.
- (159) 秘機密第一一号、一九一九年九月六日、農商務次官犬塚勝太郎↓外務次官幣原喜重郎「2」 1. 3.
- (160) 「西貢米輸出問題ニ関スル件」公信第二二〇号、一九一九年七月二八日、在香港總領事鈴木栄作↓外務大臣子爵内田康哉「2」 1. 2.
- (161) (162) 前掲「外米ニ関スル調査」八三頁。
- (163) 前掲「支店長會議」13、一三九〜一四〇頁。一九一九年九月開催、新嘉坡支店長の「香港報告」による。
- (164) 米管第三三四号、一九一九年七月二二日、農商務大臣山本達雄↓外務大臣子爵内田康哉「7」 1. 1.

- (165) THE HONGKONG DAILY PRESS, January 30th 1920, [7] - 2.
- (166) 前掲「支店長会議」13、一四〇—一四一頁。
- (167) 第二五号、一九一九年七月三日、内田大臣↓在香港鈴木総領事 [7] - 1。
- (168) 第七四号、一九一九年七月四日、鈴木総領事↓内田外務大臣 [7] - 1。
- (169) 第七七号、一九一九年七月一〇日、鈴木総領事↓内田外務大臣 [7] - 1。
- (170) 第八一号、一九一九年七月一六日、鈴木総領事↓内田外務大臣 [7] - 1。
- (171) 第八二号、一九一九年七月一八日、鈴木総領事↓内田外務大臣 [7] - 1。
- (172) 「米価騰貴ノ香港ニ及セル影響ニ関スル件」公信第二二二号、一九一九年七月三一日、在香港総領事鈴木栄作↓外務大臣子爵内田康哉 [7] - 2。
- (173) 第八八号、一九一九年七月二八日、鈴木総領事↓内田外務大臣 [7] - 1、前掲「米価騰貴ノ香港ニ及セル影響ニ関スル件」。
- (174) 前掲「米価騰貴ノ香港ニ及セル影響ニ関スル件」。なお、この条項は、①香港の米穀需給を管理する官吏を新設する、②公定価格はなお高いが「一層低廉」にすることができる、③七月二六〜二七日の暴動は米価の騰貴と両日の雨天によるものである（「荷役夫又ハ石炭苦力等ガ其職ヲ得難キ」ため）、④
- (175) 米価高騰に依じて特別手当を支給する大工場が多いが「一般雇主」も同様に措置するよう希望する、という四項目とともに公表されている。
- (176) 第八九号、一九一九年七月二九日、鈴木総領事↓内田外務大臣 [7] - 1
- (177) 前掲「米価騰貴ノ香港ニ及セル影響ニ関スル件」。
- (178) 米管第四一八号、一九一九年八月二日、農商務省臨時米穀管理部長道家斉↓外務省通商局長田中都吉 [7] - 1。
- (179) 第二九号、一九一九年八月四日、大臣↓鈴木総領事 [7] - 1。
- (180) 「本邦向米積出許可ニ関シ香港政庁ニ交渉方ノ件」通一機密送第一八号、一九一九年八月四日、田中通商局長↓道家米穀管理部長 [7] - 1。
- (181) 第九四号、一九一九年八月六日、鈴木総領事↓内田外務大臣 [7] - 1。
- (182) 第二八号、一九一九年八月三一日、内田大臣↓在香港鈴木総領事 [7] - 1。
- (183) 「香港穀物条例 (Rice Ordinance) ニ関スル件」公信第二五二号、一九一九年九月二日、在香港総領事鈴木栄作↓外務大臣子爵内田康哉 [13]。『通商公報』には「香港米穀管理条例」とある（同、第六八一号、一九一九年二月八日、七八八頁）。
- (184) 『東朝』一九一九年九月二日、朝刊、三頁、および、『東朝』一九一九年二月二三日、朝刊、四頁。
- (185) 第八五号、一九一九年八月一〇日、鮭延総領事↓内田外務大臣

- 臣「9」12。「通商公報」第六八六号、一九一九年一月二五日によれば、天候は「概して良好」で作物もアッサム州を除き「良好」(一〇一六頁)、ビルマ州も「作物は良好の見込」であった(一〇二二頁)。
- (188) 「印度米輸出制限ニ関スル件」公第四二八号、一九一九年一月二五日、在孟買領事桑島主計↓外務大臣子爵内田康哉「9」13。
- (189) 同前、および第一〇二二号、一九一九年一月二五日、鮭延総領事↓内田外務大臣「9」12。
- (190) 「印度及緬甸ニ於ケル米穀取締」(千九百廿年度印度輸出米取締方針ニ関スル件)通一送第二五〇号、一九二〇年一月二日、在カルカッタ総領事鮭延信道↓外務大臣子爵内田康哉「9」13。「通商公報」第七〇八号、一九二〇年三月一日、九五〇頁。管理の継続については、ビルマの米穀商の反対があった。緬甸米商協会主催の大会は管理反対の決議を採択し(同、第七二二号、一九二〇年四月二六日、三三三〜三三三頁)、また一月には請願書を提出した(同、第八〇〇号、一九二一年一月二四日)。
- (192) 第一〇三号、一九一九年一月二八日、鮭延総領事↓内田外務大臣「9」12。
- (193) 「電信案(暗)」第二号、一九二〇年一月一日、内田大臣↓在カルカッタ鮭延総領事「9」12。
- (194) 第七号、一九二〇年一月二〇日、鮭延総領事↓内田外務大臣
- 「9」12。
- (195) 第八号、一九二〇年一月二三日、鮭延総領事↓内田外務大臣「9」12。
- (196) 第一〇号、一九二〇年一月二五日、鮭延総領事↓内田外務大臣「9」12。
- (197) 第一三三号、一九二〇年一月二九日、鮭延総領事↓内田外務大臣「9」13。
- (198) 第九号、一九二〇年二月二八日、測領事代理↓内田外務大臣「9」13。
- (199) 第二一号、一九二〇年四月二二日、測領事↓内田外務大臣「9」13。
- (200) 「古米輸出許可ニ関スル件」公信三三二号、一九二〇年一月九日、在カルカッタ総領事鮭延信道↓外務大臣伯爵内田康哉「9」13。
- (201) 「緬甸米管理撤廃ニ関スル米商協会ノ請願ニ関スル件」一九二〇年一月九日、在蘭貢副領事測時智↓外務大臣子爵内田康哉「14」
- (202) 「緬甸米印度輸出制限撤回ニ関スル件」公信第二四六号、一九二〇年一月二二日、在カルカッタ総領事鮭延信道↓外務大臣伯爵内田康哉「9」13。
- (203) 第一一五号、一九二〇年二月六日、鮭延総領事↓内田外務大臣「9」13。
- (204) 第九号、一九二〇年一月二二日、測領事代理↓内田外務大

- 臣 [14]。
- (205) 「緬甸米輸出管理緩和ニ関スル件」公信第二五九号、一九二〇年一月七日、在カルカッタ総領事銜延信道↓外務大臣伯爵内田康哉 [9] - 3。
- (206) 「緬甸米輸出許可方ニ関スル件」公第二八一号、一九二〇年一月四日、在孟買領事縫田栄四郎↓外務大臣伯爵内田康哉 [9] - 3。『通商公報』第八〇四号、一九二二年二月七日、三三六頁、同八二二号、一九二二年三月七日、六六七号。
- (207) 第二四号、一九二二年七月五日、測分館主任↓内田外務大臣 [14]。
- (208) 第八〇号、一九二二年七月二日、中谷税領事代理↓内田外務大臣 [14]。
- (209) 前掲、第二四号。『通商公報』第八五三号、一九二一年七月二二日、電報一頁。
- (210) 第二五号、一九二二年七月六日、測分館主任↓内田外務大臣 [14]。
- (211) 「緬甸米輸出許可証発行停止」一九二二年七月二日、在蘭貢測領事↓外務省通商局商報課 [14]。
- (212) 第四〇号、一九二二年一〇月二〇日、在蘭貢測領事↓内田外務大臣 [14]。
- (213) 第四七号、一九二二年一月二五日、測領事↓内田外務大臣 [14]。
- (214) 第九九号、一九二二年二月一五日、測領事↓内田外務大臣
- (215) 「印度米輸出解禁ニ関スル件」通商普通合第四七一号、一九二二年三月一七日、埴原次官↓大藏省神野大藏次官・農商務省田中農商務次官・通信省秦通信次官 [9] - 3。
- (216) 秘密第一〇号、一九一九年八月二日、農商務大臣山本達雄↓外務大臣子爵内田康哉 [2] - 2。
- (217) 「電信案(平)」一九一九年一〇月三日、内田大臣↓在海防名誉領事・在西貢名誉領事 [2] - 3。
- (218) 「西貢米收穫予想ニ関スル件」通一送第一二八八号、一九一九年一〇月七日、田中通商局長↓農商務省農務局長 [2] - 3
- (219) 前掲「外米輸入問題」。
- (220) 「書簡」一九一九年二月一五日、エ・サリエージュ↓外務次官 [2] - 3。
- (221) 「西貢米輸出解禁ニ関スル件」一九一九年二月一九日、奥村局長↓在西貢名誉領事エ・サリエージュ [2] - 4。
- (222) 前掲「書簡」一九一九年二月一五日。
- (223) 「西貢名誉領事館事務代理來電」(無題) 一九一九年二月三一日 [2] - 4
- (224) 「西貢米輸出ニ関スル件」通一送第三号、一九二〇年一月一日、埴原次官↓在西貢名誉領事サリエージュ [2] - 4。
- (225) 『通商公報』第七二三号、一九二〇年五月三日、四〇四頁。
- (226) 「東京米輸出一部解禁ノ情報ノ確否取調ノ件」通一送第一五六九号、一九一九年二月八日、田中通商局長↓道家米

- 穀管理部長「2」13。
- (227) 「東京米輸出解禁ノ件」米管第七九六号、一九一九年一月二九日、農商務省臨時米穀管理部長道家斉↓外務省通商局長田中都吉「2」13。
- (228) 「電信案(平)」第五九号、一九一九年二月三日、内田大臣↓在香港鈴木総領事「2」13。
- (229) 「電信案要綱訳(仏)」一九一九年二月三日、内田大臣↓在海防帝国名誉領事「2」13。
- (230) 「無題」一九一九年二月五日、鈴木総領事↓内田外務大臣「2」13。
- (231) 第三四号、一九二〇年六月二五日、中村領事↓内田外務大臣「2」14。
- (232) 第三六号、一九二〇年七月五日、中村領事↓内田外務大臣「2」14、および、通送第五六号、一九二〇年七月二日、在海防領事中村修↓外務大臣子爵内田康哉「2」14。『通商公報』第七五三号、一九二〇年八月二日、一七二三—一七二四頁。
- (233) 第六二号、一九二〇年十一月三日、中村領事↓内田外務大臣「2」14、『通商公報』第八六五号、一九二二年九月五日、九二二頁。
- (234) 「安南産米粉及其副産物輸出制限撤廢ニ関スル件」通送第一六五三号、一九二〇年二月二五日、田中通商局長↓岡本農務局長「2」14。
- (235) 第一二二二号、一九一九年一月二九日、西公使↓内田外務大臣「12」11。
- (236) 第一三五号、一九一九年一月二七日、高橋領事↓内田外務大臣「12」11。
- (237) 「政府買付暹羅米ノ件」米管第七九五号、一九一九年一月二九日、農商務省臨時米穀管理部長道家斉↓外務省通商局長田中都吉「12」11。
- (238) 第一三八号、一九一九年二月五日、西公使↓内田外務大臣「12」11、および、前掲「一九一九年ヨリ一九二一年ニ至ル暹羅国米管理」。
- (239) 「暹羅国米管理法發布ニ関シ報告并同法承認方許可稟請ノ件」通公第一五号、一九二〇年三月二三日、在暹特命全權公使西源四郎↓外務大臣子爵内田康哉「12」12。
- (240) 前掲「一九一九年ヨリ一九二一年ニ至ル暹羅国米管理」、『通商公報』第七三六号、一九二〇年六月一七日。
- (241) 第一四八号、一九二〇年二月一七日、有田代理公使↓内田外務大臣「12」12。
- (242) 「通商公報」第八〇五号、一九二二年二月四日、電一頁。
- (243) 前掲「一九一九年ヨリ一九二一年ニ至ル暹羅国米管理」。
- (244) 「香港米市況(大森官補調査)」公信第二六九号、一九二〇年二月三〇日、在香港総領事代理大森元一郎↓外務大臣伯爵内田康哉「15」11。
- (245) 「通商公報」第七四二号、一九二〇年七月五日、一二六五頁。「昨

今ノ不況ハ稀有ノ状態」であった。

(247) 前掲「香港米市況(大森官補調査)」。『通商公報』第八〇八号、一九二二年二月二二日、四九二頁。

(248) 『通商公報』第八三三号、一九二二年五月一六日、六二五、六二六頁。

(249) 同前、第七四二号、一九二〇年七月五日、一二六六頁。

(250) フィリピンも多量の外米輸入により不足を補っていたが、輸入価格の上昇により米価が暴騰し、同政府は輸入を「百万」画策することになった(『通商公報』第六三四号、一九一九年七月三日、一九頁)。

(251) 『大阪毎日新聞』一九一九年二月二日。以下、前掲、大豆生田『近代日本の食糧政策』第三章第三節を参照。

(252) 『東京朝日新聞』一九一九年七月二〇日。

(253) (254) 『原敬日記』一九一九年一〇月一三日。

本稿は、科学研究費助成事業・学術研究助成基金助成金・基盤研究(C)「戦前日本の外米輸入―米不足の構造と輸入補填(明治初年〜戦時の実証的・総合的研究)」(研究代表者・大豆生田稔、課題番号一六K〇三七九二)による研究成果の一部である。